

官報 号外

昭和五十四年六月六日

○ 第八十七回 参議院會議録第十七号

昭和五十四年六月六日(水曜日)

午前十時四分開議

○ 議事日程 第十七号

昭和五十四年六月六日

午前十時開議

第一 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の締結について承認を求めるの件
(第八十四回国会内閣提出、第八十七回国会衆議院送付)

第二 市民的及び政治的権利に関する国際規約の締結について承認を求めるの件(第八十四回国会内閣提出、第八十七回国会衆議院送付)

第三 原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 エネルギーの使用の合理化に関する法律案(第八十四回国会内閣提出、第八十七回国会衆議院送付)

第五 産地中小企業対策臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第六 通信・放送衛星機構法案(内閣提出、衆議院送付)

第七 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 郵便切手類完さばき所及び印紙完さばき所に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

昭和五十四年六月六日 参議院會議録第十七号

第九 元号法案(内閣提出、衆議院送付)

○ 本日の會議に付した案件
議事日程のとおり

○ 議長(安井謙吉) これより會議を開きます。

日程第一 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の締結について承認を求めるの件
日程第二 市民的及び政治的権利に関する国際規約の締結について承認を求めるの件
(いずれも第八十四回国会内閣提出、第八十七回国会衆議院送付)

以上兩件を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。外務委員長菅野謙作君。

審査報告書

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年六月五日

外務委員長 菅野 謙作
参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由
この規約は、国際連合が世界人権宣言の内容を敷衍して作成した二つの規約の一つであつて、基本的人権のうち主として労働基本権、社会保障についての権利、教育についての権利等いわゆる社会権の完全な実現を漸進的に達成すべきこと等を定めたものである。我が国が、公の休日についての報酬の規定、同盟罷業をする権利についての規定並びに中等教育及び高等教育における無償教育の漸進的導入についての規定に關し所要の留保を付してこの規約を締結することは、国情に應じつつ我が国の人権尊重の姿勢を内外に示すものとして有意義であると思われるので、妥当な措置と認めた。

一、費用
別に費用を要しない。

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の締結について承認を求めるの件
第八十四回国会、第八十五回国会及び第八十六回国会において本院で継続審査をした右の件を承認することを議決したからこれを送付する。
昭和五十四年五月八日
参議院議長 安井 謙殿 灘尾 弘吉

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の締結について承認を求めるの件
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約を、別紙の留保を付して締結することについて、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

(別紙)

1 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約に關する日本国政府の留保
日本国は、経済的、社会的及び文化的権利に

關する国際規約第七条(d)の規定の適用に当たり、この規定にいう「公の休日についての報酬」に拘束されない権利を留保する。

2 日本国は、経済的、社会的及び文化的権利に關する国際規約第八條1(d)の規定に拘束されない権利を留保する。ただし、日本国政府による同規約の批准の時に日本国の法令により前記の規定にいう権利が与えられている部門については、この限りでない。

3 日本国は、経済的、社会的及び文化的権利に關する国際規約第十三條2(b)及び(c)の規定の適用に当たり、これらの規定にいう「特に、無償教育の漸進的な導入により」に拘束されない権利を留保する。

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約
この規約の締結国は、

国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等の持つ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎をなすものであることを考慮し、これらの権利が人間の固有の尊厳に由来することを認め、

世界人権宣言によれば、自由な人間は恐怖及び欠乏からの自由を享受するものであるとの理想は、すべての者がその市民的及び政治的権利とともに経済的、社会的及び文化的権利を享有することのできる条件が作り出される場合に初めて達成されることになることを認め、

人権及び自由の普遍的な尊重及び遵守を助長すべき義務を国際連合憲章に基づき諸国が負っていることを考慮し、
個人が、他人に対し及びその属する社会に対して義務を負うこと並びにこの規約において認められる権利の増進及び擁護のために努力する責任を有することを認識して、

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の締結について承認を求めるの件外一件

昭和五十四年六月六日 参議院會議録第十七号

次のとおり協定する。

第一部

第一条

1 すべての人民は、自決の権利を有する。この権利に基づき、すべての人民は、その政治的地位を自由に決定し並びにその経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求する。

2 すべての人民は、互恵の原則に基づく国際的経済協力から生ずる義務及び国際法上の義務に違反しない限り、自己のためにその天然の富及び資源を自由に処分することができる。人民は、いかなる場合にも、その生存のための手段を奪われることはない。

3 この規約の締約国（非自治地域及び信託統治地域の施政の責任を有する国を含む）は、国際連合憲章の規定に従い、自決の権利が実現されることを促進し及び自決の権利を尊重する。

第二部

第二条

1 この規約の各締約国は、立法措置その他のすべての適当な方法によりこの規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、個々に又は国際的な援助及び協力、特に、経済上及び技術上の援助及び協力を通じて、行動をとることを約束する。

2 この規約の締約国は、この規約に規定する権利が人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位によるいかなる差別もなしに行使されることを保障することを約束する。

3 開発途上にある国は、人権及び自国の経済の双方に十分な考慮を払い、この規約において認められる経済的権利をどの程度まで外国人に保障するかを決定することができる。

第三条

この規約の締約国は、この規約に定めるすべて

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の締結について承認を求めるとの件外一件

の経済的、社会的及び文化的権利の享有について男女に同等の権利を確保することを約束する。

第四条

この規約の締約国は、この規約に合致するものとして国により確保される権利の享受に関し、その権利の性質と両立しており、かつ、民主的社會における一般福祉を増進することを目的として、法律で定める制限のみをその権利に課することができることを認める。

第五条

1 この規約のいかなる規定も、国、集団又は個人が、この規約において認められる権利若しくは自由を破壊し若しくはこの規約に定める制限の範囲を超えて制限することを目的とする活動に従事し又はそのようなことを目的とする行為を行う権利を有することを意味するものと解することはできない。

2 いずれかの国において法律、条約、規則又は慣習によつて認められ又は存する基本的人権については、この規約がそれらの権利を認めていないこと又はその認める範囲がより狭いことを理由として、それらの権利を制限し又は侵すことは許されない。

第三部

第六条

1 この規約の締約国は、労働の権利を認めるものとし、この権利を保障するため適当な措置をとる。この権利には、すべての者が自由に選択し又は承諾する労働によつて生計を立てる機会を得る権利を含む。

2 この規約の締約国が1の権利の完全な実現を達成するためとる措置には、個人に対して基本的な政治的及び経済的自由を保障する条件の下で着実な経済的、社会的及び文化的発展を実現し並びに完全かつ生産的な雇用を達成するための技術及び職業の指導及び訓練に関する計画、政策及び方法を含む。

第七条

この規約の締約国は、すべての者が公正かつ良好な労働条件を享受する権利を有することを認める。この労働条件は、特に次のものを確保する労働条件とする。

(a) すべての労働者に最小限度次のものを与える報酬

(i) 公正な賃金及びいかなる差別もない同一価値の労働についての同一報酬。特に、女子については、同一の労働についての同一報酬とともに男子が享受する労働条件に劣らない労働条件が保障されること。

(ii) 労働者及びその家族のこの規約に適合する相応な生活

(b) 安全かつ健康的な作業条件

(c) 先任及び能力以外のいかなる事由も考慮されることなく、すべての者がその雇用関係においてより高い適当な地位に昇進する均等な機会

(d) 休息、余暇、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇並びに公の休日についての報酬

1 この規約の締約国は、次の権利を確保することを約束する。

(a) すべての者がその経済的及び社会的利益を増進し及び保護するため、労働組合を結成し及び当該労働組合の規則にのみ従うことを条件として自ら選択する労働組合に加入する権利。この権利の行使については、法律で定める制限であつて国の安全若しくは公の秩序のため又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社會において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。

(b) 労働組合が国内の連合又は総連合を設立する権利及びこれらの連合又は総連合が国際的な労働組合団体を結成し又はこれに加入する権利

(c) 労働組合が、法律で定める制限であつて国の安全若しくは公の秩序のため又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社會において必要なもの以外のいかなる制限も受けることなく、自由に活動する権利

(d) 同盟罷業をする権利。ただし、この権利は、各国の法律に従つて行使されることを条件とする。

2 この条の規定は、軍隊若しくは警察の構成員又は公務員による1の権利の行使について合法的な制限を課することを妨げるものではない。

3 この条のいかなる規定も、結社の自由及び団結権の保護に関する千九百四十八年の国際労働機関の条約の締約国が、同条約に規定する保障を阻害するような立法措置を講ずること又は同条約に規定する保障を阻害するような方法により法律を適用することを許すものではない。

第九条 この規約の締約国は、社会保険その他の社会保障についてのすべての者の権利を認める。

第十条 この規約の締約国は、次のことを認める。

1 できる限り広範な保護及び援助が、社會の自然かつ基礎的な単位である家族に対し、特に、家族の形成のために並びに扶養児童の養育及び教育について責任を有する間に、与えられるべきである。婚姻は、両当事者の自由な合意に基づいて成立するものでなければならない。

2 産前産後の合理的な期間においては、特別な保護が母親に与えられるべきである。働いている母親には、その期間において、有給休暇又は相当な社会保険給付を伴う休暇が与えられるべきである。

3 保護及び援助のための特別な措置が、出生その他の事情を理由とするいかなる差別もなく、すべての児童及び年少者のためにとられるべきである。児童及び年少者は、経済的及び社会的な搾取から保護されるべきである。児童及び年

少者を、その精神若しくは健康に有害であり、その生命に危険があり又はその正常な発育を妨げるおそれのある労働に使用することは、法律で処罰すべきである。また、国は、年齢による制限を定め、その年齢に達しない児童を賃金を支払って使用することを法律で禁止しかつ処罰すべきである。

第十一條

1 この規約の締約国は、自己及びその家族のための相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についての並びに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認める。締約国は、この権利の実現を確保するために適当な措置をとり、このためには、自由な合意に基づく国際協力が極めて重要であることを認める。

2 この規約の締約国は、すべての者が飢餓から免れる基本的な権利を有することを認め、個々に及び国際協力を通じて、次の目的のため、具体的計画その他の必要な措置をとる。

(a) 技術的及び科学的知識を十分に利用することにより、栄養に関する原則についての知識を普及させることにより並びに天然資源の最も効果的な開発及び利用を達成するように農地制度を進展させ又は改革することにより、食糧の生産、保存及び分配の方法を改善すること。

(b) 食糧の輸入国及び輸出国の双方の問題に考慮を払い、需要との関連において世界の食糧の供給の衡平な分配を確保すること。

第十二條

1 この規約の締約国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認める。

2 この規約の締約国が1の権利の完全な実現を達成するためにとる措置には、次のことに必要な措置を含む。

(a) 死産率及び幼児の死亡率を低下させるため

の並びに児童の健全な発育のための対策

(b) 環境衛生及び産業衛生のあらゆる状態の改善

(c) 伝染病、風土病、職業病その他の疾病の予防、治療及び抑圧

(d) 病気の場合にすべての者に医療及び看護を確保するような条件の創出

第十三條

1 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。締約国は、教育が人格の完成及び人格の尊厳についての意識の十分な発達を指向し並びに人権及び基本的自由の尊重を強化すべきことに同意する。更に、締約国は、教育が、すべての者に対し、自由な社会に効果的に参加すること、諸国民の間及び人種的、種族的又は宗教的集団の間の理解、寛容及び友好を促進すること並びに平和の維持のための国際連合の活動を助長することを可能にすべきことに同意する。

2 この規約の締約国は、1の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

(a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとすること。

(b) 種々の形態の中等教育(技術的及び職業的中等教育を含む)は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。

(c) 高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする。

(d) 基礎教育は、初等教育を受けなかつた者又はその全課程を修了しなかつた者のため、できる限り奨励され又は強化されること。

(e) すべての段階にわたる学校制度の発展を積極的に追求し、適当な奨学金制度を設立し及

び教育職員の物質的条件を不断に改善すること。

3 この規約の締約国は、父母及び場合により法定保護者が、公の機関によって設置される学校以外の学校であつて国によつて定められ又は承認される最低限度の教育上の基準に適合するものを児童のために選択する自由並びに自己の信念に従つて児童の宗教的及び道徳的教育を確保する自由を有することを尊重することを約束する。

4 この条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されることが当該教育機関において行われる教育が国によつて定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

第十四條
この規約の締約国となる時にその本土地域又はその管轄の下にある他の地域において無償の初等義務教育を確保するに至つていない各締約国は、すべての者に対する無償の義務教育の原則をその計画の中に定める合理的な期間内に漸進的に実施するための詳細な行動計画を二年以内に作成しかつ採用することを約束する。

第十五條
1 この規約の締約国は、すべての者の次の権利を認める。

(a) 文化的な生活に参加する権利

(b) 科学的進歩及びその利用による利益を享受する権利

(c) 自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が保護されることを享受する権利

2 この規約の締約国が1の権利の完全な実現を達成するためにとる措置には、科学及び文化の保存、発展及び普及に必要な措置を含む。

3 この規約の締約国は、科学研究及び創作活動に不可欠な自由を尊重することを約束する。

4 この規約の締約国は、科学及び文化の分野における国際的な連絡及び協力を奨励し及び発展させることによつて得られる利益を認める。

第四部 第十六條

1 この規約の締約国は、この規約において認められる権利の実現のためにとつた措置及びこれらの権利の実現についてもたらされた進歩に関する報告をこの部の規定に従つて提出することを約束する。

2 (a) すべての報告は、国際連合事務総長に提出するものとし、同事務総長は、この規約による経済社会理事会の審議のため、その写しを同理事会に送付する。

(b) 国際連合事務総長は、また、いずれかの専門機関の加盟国であるこの規約の締約国によつて提出される報告又はその一部が当該専門機関の基本文書によりその任務の範囲内にある事項に関連を有するものである場合には、それらの報告又は関係部分の写しを当該専門機関に送付する。

第十七條
1 この規約の締約国は、経済社会理事会が締約国及び関係専門機関との協議の後この規約の効力発生の後一年以内に作成する計画に従い、報告を段階的に提出する。

2 報告には、この規約に基づく義務の履行程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することが出来る。

3 関連情報がこの規約の締約国により国際連合又はいずれかの専門機関に既に提供されている場合には、その情報については、再び提供の必要はなく、提供に係る情報について明確に言及することにより足りる。

第十八條
経済社会理事会は、人権及び基本的自由の分野における国際連合憲章に規定する責任に基づき、いずれかの専門機関の任務の範囲内にある事項に

昭和五十四年六月六日 参議院會議録第十七号

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の締結について承認を求めるの件外一件

五六二

関するこの規約の規定の遵守についてもたらされたる進歩に關し当該専門機関が同理事会に報告することにつき、当該専門機関と取極を行うことができる。報告には、当該専門機関の権限のある機関がこの規約の当該規定の実施に關して採択した決定及び勧告についての詳細を含ませることができ

第十九条

経済社会理事会は、第十六条及び第十七条の規定により締約国が提出する人権に関する報告並びに前条の規定により専門機関が提出する人権に関する報告を、検討及び一般的な性格を有する勧告のため又は適当な場合には情報用として、人権委員会に送付することができる。

第二十条

この規約の締約国及び関係専門機関は、前条にいう一般的な性格を有する勧告に關する意見又は人権委員会の報告において若しくはその報告で引用されている文書において言及されている一般的な性格を有する勧告に關する意見を、経済社会理事会に提出することができる。

第二十一条

経済社会理事会は、一般的な性格を有する勧告を付した報告、並びにこの規約の締約国及び専門機関から得た情報であつてこの規約において認められる権利の実現のためにとられた措置及びこれらの権利の実現についてもたらされた進歩に關する情報の概要を、総会に隨時提出することができる。

第二十二条

経済社会理事会は、技術援助の供与に關係を有する国際連合の他の機関及びこれらの補助機関並びに専門機関に對し、この部に規定する報告により提起された問題であつて、これらの機関がそれぞれの権限の範囲内でこの規約の効果的かつ漸進的な実施に寄与すると認められる国際的措置をとることの適否の決定に當つて参考となるものにつき、注意を喚起することができる。

第二十三条

この規約の締約国は、この規約において認められる権利の実現のための国際的措置には条約の締結、勧告の採択、技術援助の供与並びに關係国の政府との連携により組織される協議及び検討のための地域會議及び専門家會議の開催のような措置が含まれることに同意する。

第二十四条

この規約のいかなる規定も、この規約に規定されている事項につき、国際連合の諸機関及び専門機関の任務をそれぞれ定めている国際連合憲章及び専門機関の基本文書の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

第二十五条

この規約のいかなる規定も、すべての人民がその天然の富及び資源を十分かつ自由に享受し及び利用する固有の権利を害するものと解してはならない。

第五部

第二十六条

1 この規約は、国際連合又はいずれかの専門機関の加盟国、国際司法裁判所規程の当事国及びこの規約の締約国となるよう国際連合總會が招請する他の国による署名のために開放して置く。

2 この規約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

3 この規約は、1に規定する国による加入のために開放しておく。

4 加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによつて行ふ。

5 国際連合事務総長は、この規約に署名し又は加入したすべての国に對し、各批准書又は各加入書の寄託を通報する。

第二十七条

1 この規約は、三十五番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三箇月で効力を生ずる。

2 この規約は、三十五番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三箇月で効力を生ずる。

第二十八条

この規約は、いかなる制限又は例外もなしに、連邦国家のすべての地域について適用する。

第二十九条

1 この規約のいずれの締約国も、改正を提案し及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、直ちに、この規約の締約国に對し、改正案を送付するものとし、締約国による改正案の審議及び投票のための締約国會議の開催についての賛否を同事務総長に通告するよう要請する。締約国の三分の一以上が會議の開催に賛成する場合に、同事務総長は、国際連合の主権の下に會議を招集する。會議において出席しかつ投票する締約国の過半数によつて採択された改正案は、承認のため、国際連合總會に提出する。

2 改正は、国際連合總會が承認し、かつ、この規約の締約国の三分の二以上の多数がそれぞれこの憲法上の手続に従つて受諾したときに、効力を生ずる。

3 改正は、効力を生じたときは、改正を受諾した締約国を拘束するものとし、他の締約国は、改正前のこの規約の規定(受諾した従前の改正を含む)により引き続き拘束される。

第三十条

第二十六条の規定により行われる通報にかかわらず、国際連合事務総長は、同条1に規定するすべての国に對し、次の事項を通報する。

(a) 第二十六条の規定による署名、批准及び加入

(b) 第二十七条の規定に基づきこの規約が効力を生ずる日及び前条の規定により改正が効力を生ずる日

第三十一条

1 この規約は、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合に寄託される。

2 国際連合事務総長は、この規約の認証謄本を第二十六条に規定するすべての国に送付する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けて、千九百六十六年十二月十九日にニュー・ヨークで署名のために開放されたこの規約に署名した。

(署名欄は省略)

審査報告書

市民的及び政治的権利に関する国際規約の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年六月五日

参議院議長 安井 謙殿

外務委員長 菅野 儀作

要領書

一、委員会の決定の理由
この規約は、国際連合が世界人権宣言の内容を敷衍して作成した二つの規約の一つであつて、基本的人権のうち主として生命に対する固有の権利、身体の自由、思想の自由等のいわゆる自由権がいかなる差別もなしに尊重され及び確保されるように、締約国が必要なる立法措置等をとること等を定めたものである。我が国がこの規約を締結することは、人権の保障に關する我が国の姿勢を内外に示すものとして有意義であると思われ、妥當な措置と認めた。

一、費用
別に費用を要しない。

市民的及び政治的権利に関する国際規約の締結について承認を求めるの件

第八十四回国会、第八十五回国会及び第八十六回国会において本院で継続審査をした右の件を承認することを議決したからこれを送付する。

昭和五十四年五月八日

衆議院議長 滝尾 弘吉
参議院議長 安井 謙殿

市民的及び政治的権利に関する国際規約の締結について承認を求めるの件

市民的及び政治的権利に関する国際規約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

市民的及び政治的権利に関する国際規約

この規約の締結国は、
国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等の持つ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎をなすものであることを考慮し、
これらの権利が人間の固有の尊厳に由来することを認め、
世界人権宣言によれば、自由な人間は市民的及び政治的自由並びに恐怖及び欠乏からの自由を享受するものであるとの理想は、すべての者がその経済的、社会的及び文化的権利とともに市民的及び政治的権利を享有することのできる条件が作り出される場合に初めて達成されることになることを認め、
人権及び自由の普遍的な尊重及び遵守を助長すべき義務を国際連合憲章に基づき諸国が負っていることを考慮し、
個人が、他人に対し及びその属する社会に対して義務を負うこと並びにこの規約において認められる権利の増進及び擁護のために努力する責任を有することを認識して、

次のとおり協定する。

第一部

第一条

1 すべての人民は、自決の権利を有する。この権利に基づき、すべての人民は、その政治的地位を自由に決定し並びにその経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求する。

2 すべての人民は、互恵の原則に基づく国際的経済協力から生ずる義務及び国際法上の義務に違反しない限り、自己のためにその天然の富及び資源を自由に処分することが出来る。人民は、いかなる場合にも、その生存のための手段を奪われることはない。

3 この規約の締結国（非自治地域及び信託統治地域の施政の責任を有する国を含む）は、国際連合憲章の規定に従い、自決の権利が実現されることを促進し及び自決の権利を尊重する。

第二部

第二条

1 この規約の各締結国は、その領域内にあり、かつ、その管轄の下にあるすべての個人に対し、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしにこの規約において認められる権利を尊重し及び確保することを約束する。

2 この規約の各締結国は、立法措置その他の措置がまだとられていない場合には、この規約において認められる権利を実現するために必要な立法措置その他の措置をとるため、自国の憲法上の手続及びこの規約の規定に従って必要な行動をとることを約束する。

3 この規約の各締結国は、次のことを約束する。

(a) この規約において認められる権利又は自由を侵害された者が、公的資格で行動する者によりその侵害が行われた場合にも、効果的な救済措置を受けることを確保すること。

(b) 救済措置を求める者の権利が権限のある司法上、行政上若しくは立法上の機関又は国の法制で定める他の権限のある機関によつて決定されることを確保すること及び司法上の救済措置の可能性を進展させること。

(c) 救済措置が与えられる場合に権限のある機関によつて執行されることを確保すること。

第三部

第三条

この規約の締結国は、この規約に定めるすべての市民的及び政治的権利の享有について男女に同等の権利を確保することを約束する。

第四部

第四条

1 国民の生存を脅かす公の緊急事態の場合においてその緊急事態の存在が公式に宣言されているときは、この規約の締結国は、事態の緊急性が真に必要とする限度において、この規約に基づく義務に違反する措置をとることが出来る。ただし、その措置は、当該締結国が国際法に基づき負う他の義務に抵触してはならず、また、人種、皮膚の色、性、言語、宗教又は社会的出身のみを理由とする差別を含んではならない。

2 1の規定は、第六条、第七條、第八條及び第九條、第十一條、第十五條、第十六條並びに第十八條の規定に違反することを許すものではない。

3 義務に違反する措置をとる権利を行使することの規約の締結国は、違反した規定及び違反するに至つた理由を国際連合事務総長を通じてこの規約の他の締結国に直ちに通知する。更に、違反が終了する日に、同事務総長を通じてその旨を通知する。

第五部

第五条

1 この規約のいかなる規定も、国、集団又は個人が、この規約において認められる権利及び自由を破壊し若しくはこの規約に定める制限の範囲を超えて制限することを目的とする活動に従事し又はそのようなことを目的とする行為を行う権利を有することを意味するものと解することとはできない。

2 この規約のいづれかの締結国において法律、条約、規則又は慣習によつて認められ又は存する基本的人権については、この規約がそれらの権利を認めていないこと又はその認める範囲がより狭いことを理由として、それらの権利を制限し又は侵してはならない。

とはできない。

2 この規約のいづれかの締結国において法律、条約、規則又は慣習によつて認められ又は存する基本的人権については、この規約がそれらの権利を認めていないこと又はその認める範囲がより狭いことを理由として、それらの権利を制限し又は侵してはならない。

第六部

第六条

1 すべての人間は、生命に対する固有の権利を有する。この権利は、法律によつて保護される。何人も、恣意的にその生命を奪われない。

2 死刑を廃止していない国においては、死刑は、犯罪が行われた時に効力を有しており、かつ、この規約の規定及び集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約の規定に抵触しない法律により、最も重大な犯罪についてのみ科することが出来る。この刑罰は、権限のある裁判所が言い渡した確定判決によつてのみ執行することが出来る。

3 生命の剝奪が集団殺害犯罪を構成する場合に、この条のいかなる規定も、この規約の締結国が集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約の規定に基づいて負う義務を方法のいかなる問はず免れることを許すものではないと了解する。

4 死刑を言い渡されたいかなる者も、特赦又は減刑を求める権利を有する。死刑に対する大赦、特赦又は減刑は、すべての場合に与えることができる。

5 死刑は、十八歳未満の者が行つた犯罪について科してはならず、また、妊娠中の女子に対して執行してはならない。

6 この条のいかなる規定も、この規約の締結国により死刑の廃止を遅らせ又は妨げるために援用されてはならない。

第七條

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは

昭和五十四年六月六日 参議院會議録第十七号

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の締結について承認を求める件外一件

五六四

品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。
特に、何人も、その自由な同意なしに医学的又は科学的実験を受けない。

第八条

1 何人も、奴隷の状態に置かれぬ。あらゆる形態の奴隷制度及び奴隷取引は、禁止する。

2 何人も、隷属状態に置かれぬ。

3 (a) 何人も、強制労働に服することを要求されない。
(b) (a)の規定は、犯罪に対する刑罰として強制労働を伴う拘禁刑を科することができ、国において、権限のある裁判所による刑罰の言渡しにより強制労働をさせることを禁止するものと解してはならない。

(c) この3の規定の適用上、「強制労働」には、次のものを含まない。
(i) 作業又は役務であつて、(b)の規定において言及されておらず、かつ、裁判所の合法的な命令によつて抑留されている者又はその抑留を条件付きで免除されている者に通常要求されるもの
(ii) 軍事的性質の役務及び、良心的兵役拒否が認められている国においては、良心的兵役拒否者が法律によつて要求される国民的役務

(iii) 社会の存立又は福祉を脅かす緊急事態又は災害の場合に要求される役務
(iv) 市民としての通常の義務とされる作業又は役務

第九条

1 すべての者は、身体の自由及び安全についての権利を有する。何人も、恣意的に逮捕され又は抑留されない。何人も、法律で定める理由及び手続によらない限り、その自由を奪われぬ。

2 逮捕される者は、逮捕の時にその理由を告げられるものとし、自己に対する被疑事実を速やかに告げられる。

3 刑事上の罪に問われて逮捕され又は抑留された者は、裁判官又は司法権を行使することが法律によつて認められている他の官憲の面前に速やかに連れて行かれるものとし、受当期間内に裁判を受ける権利又は釈放される権利を有する。裁判に付される者を抑留することが原則であつてはならず、釈放に当たつては、裁判その他の司法上の手続のすべての段階における出頭及び必要な場合における判決の執行のための出頭が保証されることを条件とすることができ

4 逮捕又は抑留によつて自由を奪われた者は、裁判所がその抑留が合法的であるかどうかを遅滞なく決定すること及びその抑留が合法的でない場合にはその釈放を命ずることができるよう

に、裁判所において手続をとる権利を有する。
5 違法に逮捕され又は抑留された者は、賠償を受ける権利を有する。

第十条

1 自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して、取り扱われる。
2 (a) 被告人は、例外的な事情がある場合を除くは有罪の判決を受けた者とは分離されるものとし、有罪の判決を受けていない者としての地位に相応する別個の取扱いを受ける。
(b) 少年の被告人は、成人とは分離されるものとし、できる限り速やかに裁判に付される。

3 行刑の制度は、被拘禁者の矯正及び社会復帰を基本的な目的とする処遇を含む。少年の犯罪者は、成人とは分離されるものとし、その年齢及び法的地位に相応する取扱いを受ける。

第十一条

1 何人も、契約上の義務を履行することができないことのみを理由として拘禁されない。

第十二条

1 合法的にいづれかの国の領域内にいるすべての者は、当該領域内において、移動の自由及び居住の自由についての権利を有する。

2 すべての者は、いづれの国(自国を含む)からも自由に離れることができる。

3 1及び2の権利は、いかなる制限も受けない。ただし、その制限が、法律で定められ、国の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の権利及び自由を保護するために必要であり、かつ、この規約において認められる他の権利と両立するものである場合は、この限りでない。

4 何人も、自国に戻る権利を恣意的に奪われぬ。

第十三条

合法的にこの規約の締結国の領域内にいる外国人は、法律に基づいて行われた決定によつてのみ当該領域から追放することができ、国の安全のためのやむを得ない理由がある場合を除くほか、当該外国人は、自己の追放に反対する理由を提示すること及び権限のある機関又はその機関が特に指名する者によつて自己の事実が審査されること

が認められるものとし、このためにその機関又はその者に対する代理人の出頭が認められる。

第十四条

1 すべての者は、裁判所の前に平等とする。すべての者は、その刑事上の罪の決定又は民事上の権利及び義務の争いについての決定のため、法律で設置された、権限のある、独立の、かつ、公平な裁判所による公正な公開審理を受ける権利を有する。報道機関及び公衆に対しては、民主的社會における道徳、公の秩序若しくは国の安全を理由として、当事者の私生活の利益のため必要な場合において又はその公開が司法の利益を害することとなる特別な状況において裁判所が真に必要があると認める限度で、裁判の全部又は一部を公開しないことができる。もつとも、刑事訴訟又は他の訴訟において言い渡される判決は、少年の利益のために必要がある場合又は当該手続が夫婦間の争い若しくは児童の後見に関するものである場合を除くほか、

公開する。

2 刑事上の罪に問われているすべての者は、法律に基づいて有罪とされるまでは、無罪と推定される権利を有する。

3 すべての者は、その刑事上の罪の決定について、十分平等に、少なくとも次の保障を受ける権利を有する。
(a) その理解する言語で速やかにかつ詳細にその罪の性質及び理由を告げられること。
(b) 防御の準備のために十分な時間及び便宜を与えられ並びに自ら選任する弁護人と連絡すること。

(c) 不当に遅延することなく裁判を受けること。
(d) 自ら出席して裁判を受け及び、直接に又は自ら選任する弁護人を通じて、防御すること。弁護人がいない場合には、弁護人を持つ権利を告げられること。司法の利益のために必要な場合には、十分な支払手段を有しないときは自らその費用を負担することなく、弁護人を付されること。

(e) 自己に不利な証人を尋問し又はこれに対し尋問させること並びに自己に不利な証人と同じ条件で自己のための証人の出席及びこれに対する尋問を求めること。
(f) 裁判所において使用される言語を理解すること又は話すことができなない場合には、無料で通訳の援助を受けること。

(g) 自己に不利な供述又は有罪の自白を強要されないこと。
4 少年の場合には、手続は、その年齢及びその更生の促進が望ましいことを考慮したものとする。

5 有罪の判決を受けたすべての者は、法律に基づきその判決及び刑罰を上級の裁判所によつて再審理される権利を有する。

6 確定判決によつて有罪と決定された場合において、その後、新たな事実又は新しく発見さ

れた事実により誤審のあつたことが決定的に立証されたことを理由としてその有罪の判決が破棄され又は赦免が行われたときは、その有罪の判決の結果刑罰に服した者は、法律に基づいて補償を受ける。ただし、その知られなかつた事実が適当な時に明らかにされなかつたことと全部又は一部がその者の責めに帰するものであることが証明される場合は、この限りでない。

7 何人も、それぞれの国の法律及び刑事手続に従つて既に確定的に有罪又は無罪の判決を受けた行為について再び裁判され又は処罰されることはない。

第十五条

1 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた行為又は不作為を理由として有罪とされることはない。何人も、犯罪が行われた時に適用されていた刑罰よりも重い刑罰を科されない。犯罪が行われた後により軽い刑罰を科する規定が法律に設けられる場合には、罪を犯した者は、その利益を受ける。

2 この条のいかなる規定も、国際社会の認める法の一般原則により実行の時に犯罪とされていた行為又は不作為を理由として裁判しかつ処罰することを妨げるものではない。

第十六条

すべての者は、すべての場所において、法律の前に人として認められる権利を有する。

第十七条

1 何人も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。

2 すべての者は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

第十八条

1 すべての者は、思想、良心及び宗教の自由についての権利を有する。この権利には、自ら選択する宗教又は信念を受け入れ又は有する自由並びに、単独で又は他の者と共同して及び公に

又は私的に、礼拝、儀式、行事及び教導によつてその宗教又は信念を表明する自由を含む。

2 何人も、自ら選択する宗教又は信念を受け入れ又は有する自由を侵害するおそれのある強制を受けない。

3 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であつて公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができ。

4 この規約の締約国は、父母及び場合により法定保護者が、自己の信念に従つて児童の宗教的及び道徳的教育を確保する自由を有することを尊重することを約束する。

第十九条

1 すべての者は、干渉されることなく意見を持つ権利を有する。

2 すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

3 2の権利の行使には、特別の義務及び責任を伴う。したがつて、この権利の行使については、一定の制限を課することができ。ただし、その制限は、法律によつて定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。

(a) 他者の権利又は信用の尊重
(b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第二十条

1 戦争のためのいかなる宣伝も、法律で禁止する。

2 差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する。

第二十一条

平和的な集会の権利は、認められる。この権利の行使については、法律で定める制限であつて国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社會において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。

第二十二条

1 すべての者は、結社の自由についての権利を有する。この権利には、自己の利益の保護のために労働組合を結成し及びこれに加入する権利を含む。

2 1の権利の行使については、法律で定める制限であつて国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社會において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。

3 この条のいかなる規定も、1の権利の行使につき、軍隊及び警察の構成員に対して合法的な制限を課することを妨げるものではない。

4 この条のいかなる規定も、結社の自由及び団結権の保護に関する千九百四十八年の国際労働機関の条約の締約国が、同条約に規定する保障を阻害するような立法措置を講ずること又は同条約に規定する保障を阻害するような方法により法律を適用することを許すものではない。

第二十三条

1 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位であり、社会及び国による保護を受ける権利を有する。

2 婚姻をすることができ年齢の男女が婚姻をしかつ家族を形成する権利は、認められる。

3 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意なしには成立しない。

4 この規約の締約国は、婚姻中及び婚姻の解消の際に、婚姻に係る配偶者の権利及び責任の平等を確保するため、適当な措置をとる。その解消の場合には、児童に対する必要な保護のため、措置がとられる。

第二十四条

1 すべての児童は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、国民的若しくは社会的出身、財産又は出生によるいかなる差別もなしに、未成年者としての地位に必要とされる保護の措置であつて家族、社会及び国による措置についての権利を有する。

2 すべての児童は、出生の後直ちに登録され、かつ、氏名を有する。

3 すべての児童は、国籍を取得する権利を有する。

第二十五条

すべての市民は、第二条に規定するいかなる差別もなく、かつ、不合理な制限なしに、次のことを行う権利及び機会を有する。

(a) 直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、政治に参与すること。
(b) 普通かつ平等の選挙権に基づき秘密投票により行われ、選挙人の意思の自由な表明を保障する真正な定期的選挙において、投票し及び選挙されること。
(c) 一般的な平等条件の下で自国の公務に携わること。

第二十六条

すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する。

第二十七条

種族的、宗教的又は言語的少数民族が存在する国において、当該少数民族に属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用

昭和五十四年六月六日 参議院會議録第十七号

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の締結について承認を求めの件外一件

五六六

用する権利を否定されない。

第四部

第二十八條

1 人権委員会以下「委員会」という。を設置する。委員会は、十八人の委員で構成するものとし、この部に定める任務を行う。

2 委員会は、高潔な人格を有し、かつ、人権の分野において能力を認められたこの規約の締結国の国民で構成する。この場合において、法律関係の経験を有する者の参加が有益であることに考慮を払う。

3 委員会の委員は、個人の資格で、選挙され及び職務を遂行する。

第二十九條

1 委員会の委員は、前条に定める資格を有し、かつ、この規約の締結国により選挙のために指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。

2 この規約の各締結国は、一人又は二人を指名することが出来る。指名される者は、指名する国の国民とする。

3 いずれの者も、再指名される資格を有する。

第三十條

1 委員会の委員の最初の選挙は、この規約の効力発生の日の後六箇月以内に行う。

2 第三十四條の規定に従つて空席(第三十三條の規定により宣言された空席をいう。)を補充するための選挙の場合を除くほか、国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも四箇月前までに、この規約の締結国に対し、委員会の委員に指名された者の氏名を三箇月以内に提出するよう書面で要請する。

3 国際連合事務総長は、2にいう指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締結国名を表示した名簿とする。)を作成し、名簿を各選挙の日の遅くとも一箇月前までにこの規約の締結国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長に

より国際連合本部に招集されるこの規約の締結国の会合において行う。この会合は、この規約の締結国の三分の二をもつて定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締結国の代表によつて投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもつて委員会に選出された委員とする。

第三十一條

1 委員会は、一の国の国民を二人以上含むことができない。

2 委員会の選挙に当たつては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

第三十二條

1 委員会の委員は、四年の任期で選出される。委員は、再指名された場合には、再選される資格を有する。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、第三十條4に規定する会合において議長によりくじ引で選ばれる。

2 任期満了の際の選挙は、この部の前諸條の規定に従つて行う。

第三十三條

1 委員会の委員が一時的な不在以外の理由のためその職務を遂行することができなくなつたことを他の委員が一致して認める場合には、委員会の委員長は、国際連合事務総長にその旨を通知するものとし、同事務総長は、当該委員の職が空席となつたことを宣言する。

2 委員会の委員が死亡し又は辞任した場合に

は、委員長は、直ちに国際連合事務総長にその旨を通知するものとし、同事務総長は、死亡し又は辞任した日から当該委員の職が空席となつたことを宣言する。

第三十四條

1 前條の規定により空席が宣言された場合にお

いて、当該宣言の時から六箇月以内に交代される委員の任期が満了しないときは、国際連合事務総長は、この規約の各締結国にその旨を通知する。各締結国は、空席を補充するため、二箇月以内に第二十九條の規定により指名された者の氏名を提出することができる。

2 国際連合事務総長は、1にいう指名された者のアルファベット順による名簿を作成し、この規約の締結国に送付する。空席を補充するための選挙は、この部の関連規定に従つて行う。

3 前條の規定により宣言された空席を補充するために選出された委員会の委員は、同條の規定により委員会における職が空席となつた委員の残余の期間在任する。

第三十五條

委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同總會の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受け

第三十六條

国際連合事務総長は、委員会がこの規約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第三十七條

1 国際連合事務総長は、委員会の最初の会合を国際連合本部に招集する。

2 委員会は、最初の会合の後、手続規則に定める時期に会合する。

3 委員会は、通常、国際連合本部又はジュネーヴにある国際連合事務所において会合する。

第三十八條

委員会のすべての委員は、職務の開始に先立ち、公開の委員会において、職務を公平かつ良心的に遂行する旨の厳粛な宣誓を行う。

第三十九條

1 委員会は、役員を二年の任期で選出する。役員は、再選されることが出来る。

2 委員会は、手続規則を定める。この手続規則

には、特に次のことを定める。
(a) 十二人の委員をもつて定足数とすること。
(b) 委員会の決定は、出席する委員が投ずる票の過半数によつて行うこと。

第四十條

1 この規約の締結国は、(a)当該締結国についてこの規約が効力を生ずる時から一年以内に、(b)その後は委員会が要請するときに、この規約において認められる権利の実現のためにとつた措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を提出することを約束する。

2 すべての報告は、国際連合事務総長に提出するものとし、同事務総長は、検討のため、これらの報告を委員会に送付する。報告には、この規約の実施に影響を及ぼす要因及び障害が存在する場合に、これらの要因及び障害を記載する。

3 国際連合事務総長は、委員会との協議の後、報告に含まれるいづれかの専門機関の権限の範囲内にある事項に関する部分の写しを当該専門機関に送付することができる。

4 委員会は、この規約の締結国の提出する報告を検討する。委員会は、委員会の報告及び適当と認める一般的な性格を有する意見を締結国に送付しなければならず、また、この規約の締結国から受領した報告の写しとともに当該一般的な性格を有する意見を経済社会理事會に送付することができる。

5 この規約の締結国は、4の規定により送付される一般的な性格を有する意見に関する見解を委員会に提示することができる。

第四十一條

1 この規約の締結国は、この規約に基づく義務が他の締結国によつて履行されていない旨を主張するいづれかの締結国からの通報を委員会が受理しかつ検討する権限を有することを認めることを、この条の規定に基づいていつでも宣言

することが出来る。この条の規定に基づく通報は、委員会の当該権限を自国について認める宣言を行つた締約国による通報である場合に限り、受理しかつ検討することが出来る。委員会は、宣言を行つていない締約国についての通報を受理してはならない。この条の規定により受理される通報は、次の手続に従つて取り扱う。

(a) この規約の締約国は、他の締約国がこの規約を実施していないと認める場合には、書面による通知により、その事態につき当該他の締約国の注意を喚起することが出来る。通知を受領する国は、通知の受領の後三箇月以内に、当該事態について説明する文書その他の文書を、通知を送付した国に提供する。これらの文書は、当該事態について既に与えられ、現在とつており又は将来とすることが出来る国内的な手続及び救済措置に、可能かつ適当な範囲において、言及しなればならない。

(b) 最初の通知の受領の後六箇月以内に当該事態が関係締約国の双方の満足するように調整されない場合には、いずれの一方の締約国も、委員会及び他方の締約国に通告することにより当該事態を委員会に付託する権利を有する。

(c) 委員会は、付託された事案について利用し得るすべての国内的な救済措置がとられかつ尽くされたことを確認した後限り、一般的に認められた国際法の原則に従つて、付託された事案を取り扱う。ただし、救済措置の実施が不当に遅延する場合は、この限りでない。

(d) 委員会は、この条の規定により通報を検討する場合に、非公開の会合を開催する。

(e) この規定に従うことを条件として、委員会は、この規約において認められる人権及び基本的自由の尊重を基礎として事案を友好的に解決するため、関係締約国に対してあつた旋を

行う。

(f) 委員会は、付託されたいづれの事案についても、(b)にいう関係締約国に対し、あらゆる関連情報を提供するように要請することが出来る。

(g) (b)にいう関係締約国は、委員会において事案が検討されている間において代表を出席させる権利を有するものとし、また、口頭又は書面により意見を提出する権利を有する。

(h) 委員会は、(b)の通告を受領した日の後十二箇月以内に、報告を提出する。報告は、各事案ごとに、関係締約国に送付する。

(i) (e)の規定により解決に到達した場合に、委員会は、事実及び到達した解決について簡潔に記述したものを報告する。

(ii) (e)の規定により解決に到達しない場合には、委員会は、事実について簡潔に記述したものを報告するものとし、当該報告に關係締約国の口頭による意見の記録及び書面による意見を添付する。

2 この条の規定は、この規約の十の締約国が1の規定に基づく宣言を行つた時に効力を生ずる。宣言は、締約国が国際連合事務総長に寄託するものとし、同事務総長は、その写しを他の締約国に送付する。宣言は、同事務総長に対する通告によりいつでも撤回することが出来る。撤回は、この条の規定に従つて既に送付された通報におけるいかなる事案の検討をも妨げるものではない。宣言を撤回した締約国による新たな通報は、同事務総長がその宣言の撤回の通告を受領した後は、当該締約国が新たな宣言を行わない限り、受理しない。

第四十二条

1 (a) 前条の規定により委員会に付託された事案が関係締約国の満足するように解決されない場合には、委員会は、関係締約国の事前の同意を得て、特別調停委員会(以下「調停委員会」という。)を設置することが出来る。調停

委員会は、この規約の尊重を基礎として当該事案を友好的に解決するため、関係締約国に対してあつた旋を行う。

(b) 調停委員会は、関係締約国が容認する五人の者で構成する。調停委員会の構成については三箇月以内に関係締約国が合意に達しない場合には、合意が得られない調停委員会の委員については、委員会の秘密投票により、三分の二以上の多数による議決で、委員会の委員の中から選出する。

2 調停委員会の委員は、個人の資格で、職務を遂行する。委員は、関係締約国、この規約の締約国でない国又は前条の規定に基づく宣言を行つていない締約国の国民であつてはならない。

3 調停委員会は、委員長を選出し及び手続規則を採択する。

4 調停委員会の会合は、通常、国際連合本部又はジュネーブにある国際連合事務所に於いて開催する。もつとも、この会合は、調停委員会が国際連合事務総長及び関係締約国との協議の上決定する他の適当な場所において開催することが出来る。

5 第三十六条の規定により提供される事務局は、また、この条の規定に基づいて設置される調停委員会のために役務を提供する。

6 委員会が受領しかつ取りまとめる情報は、調停委員会の利用に供しなればならず、また、調停委員会は、関係締約国に対し、他のあらゆる関連情報を提供するように要請することが出来る。

7 調停委員会は、事案を十分に検討した後、かつ、検討のため事案を取り上げた後いかなる場合にも十二箇月以内に、関係締約国に通知するため、委員会の委員長に報告を提出する。

(a) 十二箇月以内に事案の検討を終了することができない場合には、調停委員会は、事案の検討状況について簡潔に記述したものを報告する。

(b) この規約において認められる人権の尊重を

基礎として事案の友好的な解決に到達した場合に、調停委員会は、事実及び到達した解決について簡潔に記述したものを報告する。

(c) (b)に規定する解決に到達しない場合には、調停委員会の報告には、関係締約国間の係争問題に係るすべての事実関係についての調査結果及び当該事案の友好的な解決の可能性に関する意見を記載するとともに関係締約国の口頭による意見の記録及び書面による意見を添付する。

(d) (c)の規定により調停委員会の報告が提出される場合には、関係締約国は、その報告の受領の後三箇月以内に、委員会の委員長に対し、調停委員会の報告の内容を受諾するかどうかを通告する。

8 この条の規定は、前条の規定に基づく委員会の任務に影響を及ぼすものではない。

9 関係締約国は、国際連合事務総長が作成する見積りに従つて、調停委員会の委員に係るすべての経費を平等に分担する。

10 国際連合事務総長は、必要ときは、9の規定による関係締約国の経費の分担に先立つて調停委員会の委員の経費を支払う権限を有する。

第四十三条

委員会の委員及び前条の規定に基づいて設置される調停委員会の委員は、国際連合の特権及び免除に関する条約の関連規定に規定する国際連合のための職務を行う専門家の便益、特権及び免除を享受する。

第四十四条

この規約の実施に関する規定は、国際連合及び専門機関の基本文書並びに国際連合及び専門機関において作成された諸条約により又はこれらの基本文書及び諸条約に基づき人権の分野に關し定められた手続を妨げることなく適用するものとし、この規約の締約国の間で効力を有する一般的な又は特別の国際取極による紛争の解決のため、この規約の締約国が他の手続を利用することを妨げる

昭和五十四年六月六日 参議院會議録第十七号

ものではない。

第四十五条

委員会は、その活動に関する年次報告を経済社会理事會を通じて国際連合総会に提出する。

第五部

第四十六条

この規約のいかなる規定も、この規約に規定されている事項につき、国際連合の諸機関及び専門機関の任務をそれぞれ定めている国際連合憲章及び専門機関の基本文書の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

第四十七条

この規約のいかなる規定も、すべての人民がその天然の富及び資源を十分かつ自由に享受し及び利用する固有の権利を害するものと解してはならない。

第六部

第四十八条

1 この規約は、国際連合又はいずれかの専門機関の加盟国、国際司法裁判所規程の当事国及びこの規約の締約国となるよう国際連合総会が招請する他の国による署名のために開放しておく。

2 この規約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

3 この規約は、1に規定する国による加入のために開放しておく。

4 加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによつて行う。

5 国際連合事務総長は、この規約に署名し又は加入したすべての国に対し、各批准書又は各加入書の寄託を通報する。

第四十九条

1 この規約は、三十五番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三箇月で効力を生ずる。

2 この規約は、三十五番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国について

ては、その批准書又は加入書が寄託された日の後三箇月で効力を生ずる。

第五十条

この規約は、いかなる制限又は例外もなしに、連邦国家のすべての地域について適用する。

第五十一条

1 この規約のいかなる締約国も、改正を提案し及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、直ちに、この規約の締約国に対し、改正案を送付するものとし、締約国による改正案の審議及び投票のための締約国会議の開催についての賛否を同事務総長に通告するよう要請する。締約国の三分の一以上が会議の開催に賛成する場合、同事務総長は、国際連合の主権の下に会議を招集する。会議において出席しかつ投票する締約国の過半数によつて採択された改正案は、承認のため、国際連合総会に提出する。

2 改正は、国際連合総会が承認し、かつ、この規約の締約国の三分の二以上の多数がそれぞれの国の憲法上の手続に従つて受諾したときに、効力を生ずる。

3 改正は、効力を生じたときは、改正を受諾した締約国を拘束するものとし、他の締約国は、改正前のこの規約の規定（受諾した従前の改正を含む）により引き続き拘束される。

第五十二条

第四十八条の規定により行われる通報にかかわらず、国際連合事務総長は、同条1に規定するすべての国に対し、次の事項を通報する。

(a) 第四十八条の規定による署名、批准及び加入

(b) 第四十九条の規定に基づきこの規約が効力を生ずる日及び前条の規定により改正が効力を生ずる日

第五十三条

1 この規約は、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国

際連合に寄託される。

2 国際連合事務総長は、この規約の認証謄本を第四十八条に規定するすべての国に送付する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けて、千九百六十六年十二月十九日にニュー・ヨークで署名のために開放されたこの規約に署名した。

(署名欄は省略)

〔菅野徹作君登壇、拍手〕

○菅野徹作君 ただいま議題となりました国際人権規約につきましても、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

これらの規約は、国連が世界人権宣言の内容を敷衍して作成した国際条約であり、国連が採択した人権に関する諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものであります。

両規約のうち、まず、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約は、通常A規約と呼ばれるものであり、労働基本権、社会保障についての権利、教育についての権利等のいわゆる社会権の完全な実現を漸進的に達成すべきことを定めたものであります。

また、市民的及び政治的権利に関する国際規約は、通常B規約と呼ばれるものであり、生命に対する固有の権利、身体の自由、思想の自由等のいわゆる自由権や参政権を尊重し確保すべきことを定めたものであります。

なお、政府は、昨年五月三十日に両規約に署名するに際し、A規約の中の公の休日についての報酬、同盟罷業をする権利、中等及び高等教育の漸進的無償化についての各規定に關して所要の留保を付するとともに、両規約でいう「警察の構成員」の中には、わが国の消防職員が含まれる旨の解釈宣言を行っております。

委員会におきましては、大平内閣総理大臣、國

五六八

田外務大臣、古井法務大臣、内藤文部大臣、栗原労働大臣の出席を求め、A規約という漸進的達成の意義及び留保を付した理由、両規約の批准に伴つて講ずべき国内的措置、男女平等原則の徹底、在留外国人の人権保障、金大中事件の政治的決着の見直し、インドシナ難民の取り扱い、両規約以外の人権に関する条約の批准の見直し、樺太残留韓国人の帰還問題等、各般にわたつて熱心な質疑を行い、また、参考人を招いて意見を聴取しましたが、詳細は會議録によつて御承知願います。

昨五日、質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、両件はいずれも全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

なお、委員会におきましては、両規約で認められる諸権利の完全な実現のため必要な国内的措置を講ずること、なお、留保事項については将来の諸般の動向を見て検討することのほか、在留外国人の基本的権利の保障、婦人の権利の伸長及び地位の向上、人権及び基本的自由の国際的保障の確保等につき政府の努力を要請する決議案が、自由民主党・自由国民會議、日本社会党、公明党、日本共産党、民社党、社会民主連合各派の共同提案として提出され、全会一致をもつて委員会の決議とすることに決定いたしましたので、申し添えます。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(安井謙吉) これより両件を一括して採決いたします。

両件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙吉) 総員起立と認めます。よつて、両件は全会一致をもつて承認することに決しました。

○議長(安井謙吉) 日程第三 原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。科学技術振興対策特別委員長塩田啓典君。

審査報告書

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年六月四日

科学技術振興対策特別委員長 塩田 啓典
参議院議長 安井 謙吉

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、原子力事業者の従事員が受けた損害を原子力損害の対象とするともに、賠償措置額の引上げを図り、あわせて原子力損害賠償補償契約及び原子力事業者に対し政府が行うものとされる援助に係る期限を延するほか、原子力損害の賠償と労働者災害補償保険法等による給付との調整規定を設ける等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

費用

本法施行のため、昭和五十四年度一般会計予算中予算総則に原子力損害賠償補償契約金額の限度額として千二百三億円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法施行にあたり、原子力開発利用における安全の確保に万全を期するとともに、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、賠償措置額については、今後一層の引上げに努めること。

二、原子力損害の原因の認定が客観的かつ公平に行われ、迅速な被害者救済がなされるよう現行諸制度の弾力の運用を図ること。

三、下請従業員も含め原子力事業従業員の被ばく対策に万全を期し、特に、被ばく線量の中央登録管理、放射線管理手帳の交付については、それらの義務付けのための検討も含め強化、整備を図ること。

四、低レベル放射線の人体に対する影響に関する研究等を強力に推進すること。

五、不測の事態に対処するため、速やかに原子力損害賠償紛争審査会の体制整備を図るとともに、緊急医療対策、防災対策等の充実、強化を図ること。

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十四年三月二十三日

参議院議長 安井 謙吉
衆議院議長 灘尾 弘吉

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案
原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案

正する法律
原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項ただし書中「及び当該原子力事業者の従業員の業務上受けた損害を削る。」
第七条第一項中「六十億円」を「百億円」に改める。

第二十条中「昭和五十六年十二月三十一日」を「昭和六十四年十二月三十一日」に改める。
第二十四条中「十万円」を「三十万円」に改める。

第二十五条中「十万円」を「十億円」に改める。
附則第三条及び第四条を削り、附則第五条を附則第三条とし、附則に次の一条を加える。

(他の法律による給付との調整等)

第四条 第三条の場合において、同条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者(以下この条において単に「原子力事業者」という。)の従業員が原子力損害を受け、当該従業員又はその遺族がその損害のてん補に相当する労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による給付その他法令の規定による給付であつて政令で定めるもの(以下この条において「災害補償給付」という。)を受けるときは、当該従業員又はその遺族に係る原子力損害の賠償については、当分の間、次に定めるところによるものとする。

一 原子力事業者は、原子力事業者の従業員又はその遺族の災害補償給付を受ける権利が消滅するまでの間、その損害の発生時から当該災害補償給付を受けるべき時までの法定利率により計算される額を合算した場合における当該合算した額が当該災害補償給付の価額となるべき額の限度で、その賠償の履行をしないことができる。

二 前号の場合において、災害補償給付の支給があつたときは、原子力事業者は、その損害の発生時から当該災害補償給付が支給された時までの法定利率により計算される額を合算した場合における当該合算した額が当該災害補償給付の価額となるべき額の限度で、その賠償の責めを免れる。

2 原子力事業者の従業員が原子力損害を受けた場合において、その損害が第三者の故意により生じたものであるときは、当該従業員又はその遺族に対し災害補償給付を支給した者は、当該第三者に対して求償権を有する。

附則

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

塩田啓典君登壇、拍手

○塩田啓典君 ただいま議題となりました原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、科学技術振興対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、これまで本法の対象から除かれていた原子力事業者の従業員の業務上受けた損害を本法による賠償の対象とし、労働者災害補償制度による給付との間で所要の調整を行うこととする

とともに、現在の賠償措置額六十億円を百億円に引き上げる等の措置を講じようとするものであります。

委員会では、原子力損害の認定方法、原子力事業者従業員の被曝対策等について質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わって、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、松前理事より、「賠償措置額については、今後一層の引上げに努めること。」等の五項目にわたる各派共同提案の附帯決議案が提出され、全会一致をもってこれを当委員会の決議とすることに決定いたしました。(拍手)

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙吉) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(安井謙吉) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

昭和五十四年六月六日 参議院会議録第十七号

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案 エネルギーの使用の合理化に関する法律案外一件

昭和五十四年六月六日 参議院會議録第十七号

閣提出(衆議院送付)

以上兩案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。商工委員長福岡日出磨君。

審査報告書

エネルギーの使用の合理化に関する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年六月五日

商工委員長 福岡日出磨
参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場・建築物及び特定の機械器具について、エネルギーの使用の合理化に関する所要の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、輸入エネルギー依存度の低減及びエネルギー供給の安定化を図るため、石炭、太陽エネルギーをはじめとする新エネルギーなど石油代替エネルギーの開発導入を積極的に推進するとともに、実効ある省エネルギーの達成を期するため、省エネルギー型産業構造への転換、総合交通体系の見直し等に努めること。

二、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準等を策定するにあつては、関係業界等の実情を考慮するとともに、その目標、方法等を明らかにし、周知徹底に努めること。

エネルギーの使用の合理化に関する法律案外一件

三、エネルギーの使用の合理化の実効性をあげるため、指示に従わない特定事業者に対しては、必要に応じ適切な措置を講ずるよう努めること。

四、省エネルギーの重要性について、国民各層の認識を深め、その理解と協力を求めるため、エネルギーの使用の合理化の具体的方法及びこれによる省エネルギー効果等について、きめ細かな情報の提供に努めること。

五、エネルギー消費の実態及び動向を正確に把握するため、必要な統計等を一層整備、充実すること。

六、エネルギーの使用の合理化等の施策の実施にあつては、中小企業に対する金融、税制上の措置について特段に配慮すること。

七、ムーンライト計画の研究開発推進体制の充実を図るとともに、民間の省エネルギー技術開発の促進に努めること。

右決議する。

エネルギーの使用の合理化に関する法律案
第八十四回国会、第八十五回国会及び第八十六回国会において本院で継続審査をした右の内閣提出案を修正議決したからこれを送付する。

昭和五十四年五月二十二日
衆議院議長 灘尾 弘吉
参議院議長 安井 謙殿

(小字及び一は衆議院修正)
エネルギーの使用の合理化に関する法律案
エネルギーの使用の合理化に関する法律

目次

第一章	総則(第一条・第二条)
第二章	工場に係る措置(第三条・第十二条)
第三章	建築物に係る措置(第十三条・第十六条)
第四章	機械器具に係る措置(第十七条・第二十一条)

第五章 雑則(第二十二條・第二十七條)

第六章 罰則(第二十八條・第三十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、燃料資源の大部分を輸入に依存せざるを得ない我が国のエネルギー事情にかんがみ、燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場、建築物及び機械器具について、エネルギーの使用の合理化に関する所要の措置を講ずることとし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「エネルギー」とは、燃料及びこれを熱源とする熱並びに電気をいう。

2 この法律において「燃料」とは、原油及び揮発油、重油その他通商産業省令で定める石油製品、可燃性天然ガス並びに石炭及びコークスその他通商産業省令で定める石炭製品であつて、燃焼の用に供するものをいう。

第二章 工場に係る措置

(事業者の努力)

第三条 工場又は事業場(以下単に「工場」という。)においてエネルギーを使用して事業を行う者(以下「事業者」という。)は、次の各号に掲げる事項を適確に実施することにより、工場におけるエネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

- 一 燃料の燃焼の合理化
 - 二 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化
 - 三 放射、伝導等による熱の損失の防止
 - 四 廃熱の回収利用
 - 五 熱の動力等への変換の合理化
 - 六 抵抗等による電気の損失の防止
 - 七 電気の動力、熱等への変換の合理化
- (事業者の判断の基準となるべき事項)
- 第四条 通商産業大臣は、工場におけるエネ

五七〇

ギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、前条各号に掲げる事項に関し事業者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項

は、エネルギー需給の長期見通し、エネルギーの使用の合理化に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

(指導及び助言)

第五条 主務大臣は、工場におけるエネルギーの使用の合理化の適確な実施を確保するため必要があるとき、事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、第三条各号に掲げる事項の実施について必要な指導及び助言をすることができ、

(工場の指定)

第六条 通商産業大臣は、製造業その他の政令で定める業種に属する事業の用に供する工場であつて燃料及びこれを熱源とする熱(以下「燃料等」という。)の使用量について政令で定める要件に該当するものを燃料等の使用の合理化を特に推進する必要がある工場として、当該業種に属する事業の用に供する工場であつて電気の使用量について政令で定める要件に該当するものを電気の使用の合理化を特に推進する必要がある工場として、それぞれ指定することができる。

2 前項の規定により燃料等の使用の合理化を特に推進する必要がある工場として指定された工場(以下「熱管理指定工場」という。)又は同項の規定により電気の使用の合理化を特に推進する必要がある工場として指定された工場(以下「電気管理指定工場」という。)を設置している者(以下「特定事業者」という。)は、当該工場につき次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に、同項の規定による指定を取り消すべき旨の

申出をすることができる。

一 前項の政令で定める業種に属する事業を行わなくなったとき。

二 燃料等の使用量又は電気の使用量について前項の政令で定める要件に該当する見込みがなくなつたとき。

3 通商産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、当該工場につき同項各号の一に掲げる事由が生じたときも、同様とする。

4 通商産業大臣は、第一項の規定による指定又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を当該工場に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

(エネルギー管理者)

第七条 特定事業者は、通商産業省令で定めるところにより、熱管理指定工場及び電気管理指定工場(以下「エネルギー管理指定工場」という。)ごとに、政令で定める基準に従つて、エネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちから、エネルギー管理者を選任しなければならない。

2 特定事業者は、エネルギー管理者を選任したときは、その選任の日から三十日以内に、通商産業省令で定めるところにより、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。エネルギー管理者が死亡し、又はこれを解任したときも、同様とする。

(エネルギー管理士免状)

第八条 エネルギー管理士免状の種類は、熱管理士免状及び電気管理士免状とし、次の各号の一に該当する者に対し、通商産業大臣がこれを交付する。

一 通商産業大臣が行うエネルギー管理士試験に合格した者

二 前号に掲げる者と同等以上の学識及び経験

を有していると通商産業大臣が認定した者

2 前項第一号のエネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士試験の実施細目及びエネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

3 エネルギー管理士試験を受けようとする者第一項第二号の規定による認定を受けようとする者及びエネルギー管理士免状の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める金額の手数料を納付しなければならない。

(エネルギー管理者の職務)

第九条 エネルギー管理者は、熱管理指定工場にあつては燃料等の使用の合理化に関し燃料等を消費する設備の維持、燃料等の使用の方法の改善及び監視その他通商産業省令で定める業務を、電気管理指定工場にあつては電気の使用の合理化に関し電気を消費する設備の維持、電気の使用の方法の改善及び監視その他通商産業省令で定める業務を管理する。

(エネルギー管理者等の義務)

第十条 エネルギー管理者は、その職務を誠実に履行しなければならない。

2 特定事業者は、エネルギーの使用の合理化に関し、エネルギー管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。

3 エネルギー管理指定工場の従業員は、エネルギー管理者がその職務を行う上で必要であると認めてする指示に従わなければならない。

(記録)

第十一条 特定事業者は、エネルギー管理指定工場に帳簿を備え、通商産業省令で定めるところにより、熱管理指定工場にあつては燃料等の使用量その他燃料等の使用の状況並びに燃料等を消費する設備及び燃料等の使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に関し、電気管理指定工場にあつては電気の使用量その他電気の使用の状況並びに電気を消費する設備及び電気の使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の使用の合理化に関する法律案件一件

状況に関し記録しなければならない。

(勧告) 及び指示

第十二条 主務大臣は、エネルギー管理指定工場におけるエネルギーの使用の合理化が第四条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該エネルギー管理指定工場に係る特定事業者に対し、その判断の根拠を示して、エネルギーの使用の合理化に関し必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項の勧告に係る措置の確実な実施を図るため特に必要があると認めるときは、特定事業者に対し、当該エネルギー管理指定工場に係るエネルギーの使用の合理化に関する計画(以下「合理化計画」という。)を作成し、これを提出すべきことを求めることができる。

3 主務大臣は、合理化計画が当該エネルギー管理指定工場に係るエネルギーの使用の合理化の適確な実施を図る上で適切でないとき認めるときは、特定事業者に対し、合理化計画を変更すべき旨の勧告をすることができる。

4 主務大臣は、特定事業者が合理化計画を実施していないと認めるときは、当該特定事業者に対し、合理化計画を確実に実施すべき旨の勧告をすることができる。

第三章 建築物に係る措置

(建築物の努力)

第十三条 建築物の建築をしようとする者(以下「建築主」という。)は、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止(空気調和設備を有する建築物にあつては、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用。以下同じ。)のための措置を適確に実施することにより、建築物に係るエネルギーの使用の合理化に資するよう努めなければならない。

(建築主の判断の基準となるべき事項)

第十四条 通商産業大臣及び建設大臣は、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置に関し建築主の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

2 第四条第二項の規定は、前項に規定する判断の基準となるべき事項に準用する。

(建築物に係る指導及び助言等)

第十五条 建設大臣は、建築物(住宅を除く。以下この項において同じ。)について第十三条に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、建築物の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

2 建設大臣は、住宅について第十三条に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に準拠して、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止について住宅の設計及び施工に関する指針を定め、これを公表するものとする。

(建築材料に係る指導及び助言)

第十六条 通商産業大臣は、第十四条第一項に規定する判断の基準となるべき事項又は前条第二項に規定する指針に適合する建築物が建築されることを確保するため特に必要があると認めるときは、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止の用に供される建築材料を製造する事業を行う者に対し、当該判断の基準となるべき事項又は当該指針を勘案して、当該建築材料の断熱性に係る品質の向上及び当該品質の表示に関し必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 機械器具に係る措置

(製造事業者等の努力)

第十七条 エネルギーを消費する機械器具の製造

昭和五十四年六月六日 参議院會議録第十七号

エネルギーの使用の合理化に関する法律案外一件

又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、その製造又は輸入に係る機械器具につき、エネルギーの消費量との対比における機械器具の性能の向上を図ることにより、機械器具に係るエネルギーの使用の合理化に資するよう努めなければならない。

（製造事業者等の判断の基準となるべき事項）

第十八条 エネルギーを消費する機械器具のうち、自動車（前条に規定する性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）その他我が国において大量に使用され、かつ、その使用に際し相当量のエネルギーを消費する機械器具であつて当該性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもの（以下「特定機器」という。）については、通商産業大臣（自動車にあつては、通商産業大臣及び運輸大臣。以下この章及び第二十五條第三項において同じ。）は、特定機器ごとに、当該性能の向上に關し製造事業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

2 第四條第二項の規定は、前項に規定する判断の基準となるべき事項に準用する。

（性能の向上に關する勸告）

第十九條 通商産業大臣は、製造事業者等が製造し又は輸入する特定機器につき、前條第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして第十七條に規定する性能の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、当該製造事業者等に対し、その目標を示して、その製造又は輸入に係る当該特定機器の当該性能の向上を図るべき旨の勸告をすることができ、

（表示）

第二十条 通商産業大臣は、特定機器（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）第二條第一項第一号に規定する家庭用品であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）について、特定機器ごとに、次に掲げる事項を定め、これを告示するものとする。

一 特定機器のエネルギー消費効率（エネルギーの消費量との対比における特定機器の性能として通商産業省令（自動車にあつては、通商産業省令、運輸省令）で定めるところにより算定した数値をいう。以下同じ。）に關し製造事業者等が表示すべき事項

二 表示の方法その他エネルギー消費効率の表示に際して製造事業者等が遵守すべき事項（表示に關する勸告）

第二十一条 通商産業大臣は、製造事業者等が特定機器について前條の規定により告示されたところに従つてエネルギー消費効率に關する表示をしていないと認めるときは、当該製造事業者等に対し、その製造又は輸入に係る特定機器につき、その告示されたところに従つてエネルギー消費効率に關する表示をすべき旨の勸告をすることができ、

第五章 雜則

（金融上及び税制上の措置）

第二十二条 国は、エネルギーの使用の合理化を促進するために必要な金融上及び税制上の措置を講ずるよう努めなければならない。

（科学技術の振興）

第二十三条 国は、エネルギーの使用の合理化を促進するに資する科学技術の振興を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（国民の理解を深める等のための措置）

第二十四条 国は、教育活動、広報活動等を通じて、エネルギーの使用の合理化に關する国民の理解を深めるとともに、その実施に關する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

（報告及び立入検査）

第二十五条 通商産業大臣は、第六條第一項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、同條第一項の政令で

定める業種に屬する事業を行う者に対し、その工場における業務の状況に關し報告させることができる。

2 主務大臣は、第十二條の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者に対し、エネルギー管理指定工場における業務の状況に關し報告させ、又はその職員に、エネルギー管理指定工場に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 通商産業大臣は、第十九條及び第二十一条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定機器の製造事業者等に対し、特定機器に係る業務の状況に關し報告させ、又はその職員に、特定機器の製造事業者等の事務所、工場又は倉庫に立ち入り、特定機器、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 第二項及び第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（経過措置の命令への委任）

第二十六条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）を定めることができる。

（主務大臣等）

第二十七条 この法律における主務大臣は、通商産業大臣及び当該工場に係る事業を所管する大臣とする。

2 この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

第六章 罰則

第二十八條 第七條第一項の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十九條 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十一條の規定に違反して、帳簿を備えず、記録をせず、又は虚偽の記録をした者
二 第二十五條第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同條第二項若しくは第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の刑を科する。

第三十一條 第七條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第八條の規定は、公布の日から施行する。

（検討）

2 政府は、内外のエネルギー事情その他の経済事情の推移に応じ、この法律の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（熱管理法の廃止）

12³ 熱管理法（昭和二十六年法律第百四十六号）は、廃止する。

（熱管理法の廃止に伴う経過措置）

13⁴ 前項の規定による廃止前の熱管理法第十二條の規定により交付された熱管理士免状は、第八條第一項の規定により交付された熱管理士免状とみなす。

14 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(通商産業省設置法の一部改正)

15 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第三十六條の六第十号の次に次の一号を加える。

十の二 エネルギーの使用の合理化に関する

法律(昭和五十三年法律第 号)の施行

に關すること。

(建設省設置法の一部改正)

16 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三條中第二十二号の六を第二十二号の七とし、第二十二号の二から第二十二号の五までを一

号ずつ繰り下げ、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二の二 エネルギーの使用の合理化に関する

法律(昭和五十三年法律第 号)の施行に關する事務を管理すること。

第四條第三項中「第二十二号の二から第二十二号の五まで」を「第二十二号の三から第二十二号の六まで」に改め、同條第七項中「同條第十九号に規定する事務、同條第二十号に規定する事務、同條第二十一号、第二十二号、第二十三号の六」を「同條第十九号から第二十二号の二まで、第二十二号の七」に改める。

審査報告書

産地中小企業対策臨時措置法案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年六月五日

参議院議長 安井 謙殿

商工委員長 福岡日出磨

昭和五十四年六月六日 参議院會議録第十七号

エネルギーの使用の合理化に関する法律案外一件

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、円相場の高騰等最近における経済的事情の著しい変化の影響により、特定の産地において特定の事業を行う中小企業者の事業活動に支障を生じている現状に対処して、当該産地組合等を通じてこれら中小企業者が事業の合理化を計画的に行うための助成対策を講じようとするものであつて、要当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

費用

昭和五十四年度一般会計予算に、産地中小企業振興対策推進費として、本法による振興計画作成のための経費補助等六億六千八百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、最近の円相場の変動が中小企業者に与えている影響等の実情にかんがみ、その安定化のための諸施策を推進し、さらに構造的な不況の長期化、輸入品の急増の影響等中小企業者をめぐる厳しい環境に対処した適切な施策を実施するとともに、本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、対象業種及び地域の指定については、産地の実情に即してこれを弾力的に行うこと。

二、振興計画等の認定及び実施にあつては、現行制度による施策との有機的な連係・調整を図るよう配慮すること。

三、振興計画の策定等にあつては、特定業種の関連事業者の合理化事業の推進等についても十分配慮するよう指導すること。

四、本法による助成制度の改善について今後とも検討すること。

五、産地の下請中小企業者の保護に遺憾なきを期するため関係法令の厳正な運用に努めること。

六、産地組合及び産地中小企業者の振興計画、事業合理化計画の円滑な実施を図るため、産地組

合の育成強化をはじめ、必要な指導、助成に努めること。

七、新製品、新技術開発推進のための体制整備に努めるとともに、開発成果を産地中小企業者が十分利用できるような必要な対策を講ずること。

右決議する。

産地中小企業対策臨時措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和五十四年五月三十一日

衆議院議長 灘尾 弘吉

参議院議長 安井 謙殿

(小字及び一は衆議院修正)

産地中小企業対策臨時措置法案

産地中小企業対策臨時措置法

(目的)

第一条 この法律は、特定の業種に属する事業を特定の産地において行う中小企業者が円相場の高騰その他の最近における経済的事情の著しい変化に対処してその事業の合理化を計画的かつ速やかに進めるための措置等を講ずることにより、これらの中小企業者の新たな経済的環境への適応を促進することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又は

サービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合

五 協業組合

六 事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合であつて、政令で定めるもの

この法律において「特定業種」とは、次の各号に掲げる要件に該当する業種であつて当該業種に属する事業を所管する大臣(以下「主務大臣」という。)が地域を限つて指定するものをいう。

一 その業種に属する事業の事業活動の相当部分が中小企業者によつて行われていること。

二 その業種に属する事業を行う中小企業者の事業活動の一部が特定の地域に集中して行われていること。

三 その業種に属する事業の目的物たる物品の輸出が円相場の高騰により減少することその他の経済的事情の著しい変化によつて生ずる事態であつて政令で定めるもの起因して、その地域内においてその業種に属する事業を行う相当数の中小企業者の事業活動に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められること。

主務大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、通商産業大臣に協議し、かつ、当該地域を管轄する都道府県知事及び中小企業近代化審議会の意見を聴かなければならない。

五七三

(振興計画)

第三条 商工組合その他の政令で定める法人（以下「商工組合等」という。）であつて、特定業種に属する事業を特定産地（当該特定業種についての前条第二項の規定による指定に係る地域をいう。以下同じ。）において行う中小企業者を直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とするもの（以下「産地組合」という。）は、新商品又は新技術の〇開発、需要の開拓〇その他の特定構成員（当該産地組合の構成員たる中小企業者であつて、当該特定業種に属する事業を当該特定産地において行うものをいう。以下同じ。）の事業の振興に関する事項について振興計画を作成し、これを当該特定産地を管轄する都道府県知事に提出して、その振興計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 産地組合は、関連業種（その業種に属する事業とその特定産地に係る特定業種に属する事業との関連性が高いことその他の政令で定める基準に該当するものとして主務大臣がそれぞれの特定産地に係る特定業種ごとに指定する業種をいう。以下同じ。）に属する事業を行う者（商工組合等を除く。以下「関連事業者」という。）又は関連事業者を構成員とする商工組合等（以下「関連組合」という。）と共同して、前項の振興計画を作成し、同項の承認を受けることができる。振興計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

3 第一項に規定する事項に関する基本的な方針

二 特定構成員の事業の振興のため産地組合の構成員（前項の規定により関連組合と共同して第一項の振興計画を作成する場合にあつては、産地組合の構成員及び当該関連組合の構成員）が採るべき方策の指針となるべき事項

三 特定構成員の事業の振興のため産地組合（前項の規定により関連事業者又は関連組合と共同して第一項の振興計画を作成する場合

にあつては、産地組合及び当該関連事業者又は当該関連組合）が自ら同項に規定する事項に関する事業（以下「振興事業」という。）を行う場合にあつては、次に掲げる事項

イ 振興事業の目標

ロ 振興事業の内容及び実施時期

ハ 振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

四 産地組合が自ら行う振興事業に必要な試験研究費に充てるためその構成員（前項の規定により関連事業者又は関連組合と共同して第一項の振興計画を作成する場合にあつては、その構成員及び当該関連事業者又は当該関連組合の構成員）に対し負担金の賦課をしようとする場合にあつては、その賦課の基準

4 都道府県知事は、第一項の承認の申請があつた場合において、その振興計画が、特定構成員が前条第二項第三号に規定する事業に処して新たな経済的環境に円滑に適応するために有効かつ適切なものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

5 主務大臣は、第二項の規定による指定をしようとするときは、当該関連業種に属する事業を所管する大臣に協議しなければならない。

6 第一項から第四項までに規定するもののほか、第一項の承認及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

(事業合理化計画)

第四条 前条第一項の承認を受けた産地組合に係る特定構成員（産地組合が関連事業者又は関連組合と共同して同項の承認を受けた場合にあつては、当該特定構成員及び当該関連事業者たる中小企業者又は当該関連組合の構成員たる中小企業者）が当該関連組合の構成員たる中小企業者で当該関連業種に属する事業を行うもの。以下「産地中小企業者」という。）は、新商品又は新技術の〇開発又は企業化、需要の開拓、生産の合理化に寄与する設備の設置、事業の転換（転換後の事業を当該特定産地において行うものに限定。その他の事業の合理化に関し政令で定める事項について事業合理化計画を作成し、これを同項の承認を行った都道府県知事に提出して、その事業合理化計画が適当である旨の承認を受けることができる。）

2 事業合理化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 前項に規定する事項に関する事業（以下「合理化事業」という。）の目標

二 合理化事業の内容及び実施時期

三 合理化事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

3 都道府県知事は、第一項の承認の申請があつた場合において、その事業合理化計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 当該産地中小企業者に係る前条第一項の承認を受けた振興計画に記載された同条第三項第一号及び第二号に掲げる事項に照らして適切なものであること。

二 当該合理化事業を行う中小企業者の能力を有効かつ適切に発揮することができるものであること。

三 事業の転換にあつては、中小企業事業転換対策臨時措置法（昭和五十一年法律第八十四号）第二条に規定する中小企業者であつて同法第三条第一項各号の一に該当するものが行うものであり、かつ、その計画が同条第四項の政令で定める基準に該当するものであること。

四 その他政令で定める基準に該当するものであること。

4 前条第六項の規定は、第一項の承認及びその取消しに準用する。

第五条 国は、第三条第一項の承認を受けた振興計画に従つて振興事業を実施し、又は前条第一

項の承認を受けた事業合理化計画に従つて合理化事業を実施するのに必要な資金の確保に努めるものとする。

(中小企業信用保険法の特例)

第六条 第四条第一項の承認を受けた産地中小企業者であつてその承認を受けた事業合理化計画に従つて合理化事業を行うものに関する中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の規定の適用については、当該産地中小企業者は、同法第二条第三項の近代化関係中小企業者とみなす。この場合において、同法第三条第四項中「第三条の五第二項」とあるのは「第三条の五第二項（産地中小企業者対策臨時措置法第六条の規定により読み替へて適用する場合を含む。）」と、同法第三条の四第一項中「次条第二項」とあるのは「次条第二項（産地中小企業者対策臨時措置法第四条第二項第一号の合理化事業（以下単に「合理化事業」という。）に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、三千万円」と、「五千万円」とあるのは「一億円（合理化事業に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、五千万円）」と、同条第二項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「高度化」とあるのは「高度化又は合理化事業の実施（事業の転換に係るものを除く。）」とする。

第七条 産地組合が、第三条第一項の承認を受けた振興計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員たる中小企業者（関連事業者又は関連組合と共同して作成した振興計画につき同項の承認を受けた場合にあつては、当該中小企業者及び当該関連事業者たる中小企業者）又は当該関連組合の構成員たる中小企業者、以下この項にお

いて同じ。）に対し、試験研究の実施に必要な機

器

具

等

の提供

を行う

こととする。

（課税の特例）

機械装置(工具、器具及び備品を含む。)を取得し、又は製作するための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、その構成員たる中小企業者がその負担金を納付したときは、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)で定めるところにより、その負担金について特別償却することができる。

2 第四条第一項の承認を受けた産地中小企業者がその承認を受けた事業合理化計画に従って新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却をすることが出来る。

(雇用の安定等)

第八条 国は、特定業種に属する事業を特定産地において行う中小企業者(以下「特定産地中小企業者」という。)であつて円相場の高騰その他の経済的事情の著しい変化により事業活動の縮小等を余儀なくされたものの雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び都道府県は、特定業種に属する事業を特定産地において行う中小企業者(以下「特定産地中小企業者」という。)であつて円相場の高騰その他の経済的事情の著しい変化により事業活動の縮小等を余儀なくされたものに雇用されていた労働者について、職業訓練の実施、就職のあっせんその他その者の職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(技術的研究開発の推進等)

第九条 国及び都道府県は、特定業種に属する事業を特定産地において行う中小企業者が円相場の高騰その他の経済的事情の著しい変化に対処して新たな経済的環境に円滑に適応することが出来るよう、○産地組合、関連事業者若しくは

材の集積に努めるとともに、関連組合又は産地中小企業者に対し、振興事業又は合理化事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第十条 都道府県知事は、第三条第一項の承認を受けた産地組合又は第四条第一項の承認を受けた産地中小企業者に対し、振興計画又は事業合理化計画の実施状況について報告を要求することができる。

(罰則)

第十一条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から起算して七年を経過した日に、その効力を失う。ただし、その時まで第六条の規定の適用を受けて成立している保険関係については、なお従前の例によるものとし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

(地方税法の一部改正)

第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第五百八十六条第二項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 産地中小企業対策臨時措置法(昭和五十四年法律第 号)第三条第一項に規定する産地組合又は同条第二項に規定

する関連事業者(同法第二条第一項に規定する中小企業者であるものに限り。若しくは関連組合が同法第三条第一項の規定による承認を受けた振興計画に従つて実施する振興事業又は当該振興事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する土地第七百一条の三十四第三項第二十三号の次に次の一号を加える。

二十三の二 産地中小企業対策臨時措置法第三条第一項に規定する産地組合又は同条第二項に規定する関連事業者(同法第二条第一項に規定する中小企業者であるものに限り。若しくは関連組合が同法第三条第一項の規定による承認を受けた振興計画に従つて実施する振興事業の用に供する施設で政令で定めるもの)

(中小企業庁設置法の一部改正)

第四条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項第七号の七の次に次の一号を加える。

七の八 産地中小企業対策臨時措置法(昭和五十四年法律第 号)の施行に関する

こと。

第四条第三項中「第七号の七」を「第七号の八」に改める。

(福岡日出磨君登壇、拍手)

○福岡日出磨君 ただいま議題となりました二法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、エネルギーの使用の合理化に関する法律は、燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場、建築物及び自動車等特定の機械器具について、エネルギーの使用の合理化を促進するための所要の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、附則に、「政府は、内外

のエネルギー事情等の推移に応じ、この法律の内容に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする」旨の一項を加える等の修正が行われております。

委員会におきましては、参考人の意見を聴取するとともに、石油代替エネルギーの開発導入、エネルギーの使用の合理化に係る判断基準の定め方等、エネルギー政策全般にわたつて熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、大森理事より、各派共同提案に係る「石油代替エネルギーの開発導入を積極的に推進すること」など七項目にわたる附帯決議案が提出され、全会一致をもってこれを本委員会会の決議とすることに決定いたしました。

次に、産地中小企業対策臨時措置法案は、最近の円相場の高騰等が特定の産地中小企業者の経営に著しい影響を与えている実情にかんがみ、これら中小企業者の計画的な近代化を推進するための助成措置を講じようとするものであります。

なお、本法律案は、七年の限時法であります。また、本案は、衆議院において、産地組合が作成する振興計画の内容に「人材の養成」を加える等の修正が行われております。

委員会におきましては、本法による業種等の指定要件等について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、対象業種等の指定の弾力的運用等の七項目にわたる各党派共同の附帯決議案が提出され、全会一致をもってこれを本委員会会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

昭和五十四年六月六日 参議院會議録第十七号

○議長(安井謙君) これより両案を一括して採決いたします。

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よって、両案は全会一致をもって可決されました。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よって、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長(安井謙君) 日程第六 通信・放送衛星機構法案

日程第七 郵便貯金法の一部を改正する法律案

日程第八 郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案

審査報告書

通信・放送衛星機構法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年六月五日

通信委員長 赤桐 操

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、宇宙における無線通信の普及発達と電波の有効な利用を図るため、通信衛星及び放送衛星の管理等を一元的に行う通信・放送衛星機構を設立しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のため、昭和五十四年度一般会計予

通信・放送衛星機構法案外二件

算に通信・放送衛星機構に対する出資金として、四億二千万円が計上されている。

附帯決議

政府は本法の施行にあたり、次の各項の実施に努めるべきである。

一、わが国における宇宙の開発および利用の基本理念をふまえ、本機構は平和利用の目的に限り業務の運営に当ること。

二、本機構設立の趣旨にかんがみ、機構が公正かつ効率的に運営されるよう留意するとともに今後機構の業務の拡大について検討すること。

三、通信・放送衛星の実用化を促進するため積極的な助成措置を講じ、国民の福祉の増進に資すること。

右決議する。

通信・放送衛星機構法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年五月二十二日

衆議院議長 灘尾 弘吉

参議院議長 安井 謙殿

通信・放送衛星機構法案

通信・放送衛星機構法

目次

- 第一章 総則(第一条―第十条)
- 第二章 設立(第十一条―第十六条)
- 第三章 管理(第十七条―第二十七条)
- 第四章 業務(第二十八条―第二十九条)
- 第五章 財務及び会計(第三十条―第三十八条)
- 第六章 監督(第三十九条―第四十条)
- 第七章 補則(第四十一条―第四十三条)
- 第八章 罰則(第四十四条―第四十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 通信・放送衛星機構は、通信衛星及び放送衛星の位置、姿勢等を制御し、これらの人工衛星に搭載された無線設備をこれを用いて無線局を開設する者に利用させること等を効率的に行うことにより、宇宙における無線通信の普及発達と電波の有効な利用を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 通信衛星 固定地点からの無線通信を受信して固定地点へその再送信を行うための無線設備及びこれに附属する設備のみを搭載する人工衛星で次号に掲げるものの以外のものである。

二 放送衛星 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第一号に規定する放送を行うための無線設備及びこれに附属する設備のみを搭載する人工衛星をいう。

三 無線設備 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第二条第四号に規定する設備をいう。

四 無線局 電波法第二条第五号に規定する無線局をいう。

第三条 通信・放送衛星機構(以下「機構」という。は、法人とする。

第四条 機構は、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)

第五条 機構の資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 機構は、必要があるときは、郵政大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

(持分の払戻し等の禁止)

第六条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

第七条 政府以外の出資者は、機構の承認を得なければ、その持分を譲渡することができない。

2 政府以外の出資者の持分の移転は、譲受け者について第四十一条第二項各号に掲げる事項を出資者原簿に記載した後でなければ、機構その他の第三者に対抗することができない。

(名称)

第八条 機構は、その名称中に通信・放送衛星機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に通信・放送衛星機構という文字を用いてはならない。

(登記)

第九条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第十条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、機構について準用する。

第二章 設立

(発起人)

第十一条 機構を設立するには、電気通信について識見を有する者七人以上が発起人となることを必要とする。

2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、政府以外の者に対し、機構に対する出資を募集しなければならない。

3 前項の事業計画書に記載すべき事項は、郵政省令で定める。

(設立の認可等)

第十二条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を郵政大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第十三条 郵政大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 設立の手續並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

三 事業の運営が健全に行われ、宇宙における無線通信の普及と電波の有効な利用に寄与することが確実であると認められること。

第十四条 郵政大臣は、前条の規定により認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、機構の理事長及び監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長及び監事となるべき者は、機構の成立の時に於いて、第二十条第一項の規定により、それぞれ理事長及び監事に任命されたものとする。

(事務の引継ぎ)

第十五条 前条第一項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)

第十六条 理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 機構は、設立の登記をすることによつて成立する。

第三章 管理

(定款記載事項)

第十七条 機構の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資本金、出資及び資産に関する事項
- 五 役員に関する事項
- 六 運営評議会に関する事項
- 七 業務及びその執行に関する事項
- 八 財務及び会計に関する事項
- 九 定款の変更に関する事項
- 十 公告の方法

2 機構の定款の変更は、郵政大臣の認可を受けなければならない。

(役員)

第十八条 機構に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第十九条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、機構の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は郵政大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第二十条 理事長及び監事は、郵政大臣が任命する。

2 理事は、郵政大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員の任期)

第二十一条 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の解任)

第二十二条 郵政大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

- 一 一身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。

2 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼任禁止)

第二十三条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、郵政大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第二十四条 機構と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。

この場合には、監事が機構を代表する。

(運営評議会)

第二十五条 機構に、定款の変更、業務方法書の変更、毎事業年度の予算及び事業計画その他機構の運営に関する重要事項を審議する機関として、運営評議会を置く。

2 運営評議会は、運営評議員二十人以内で組織する。

3 運営評議員は、政府以外の出資者（法人の場合

合は、その代表者）及び機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、郵政大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(職員の任命)

第二十六条 機構の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十七条 機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四章 業務

第二十八条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 通信衛星及び放送衛星を他に委託して打ち上げること。
- 二 通信衛星及び放送衛星の位置、姿勢等を制御すること。
- 三 通信衛星及び放送衛星に搭載された無線設備を用いて無線局を開設する者に利用させること。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

五 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務

2 機構は、前項第五号に掲げる業務を行おうとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

(業務方法書)

第二十九条 機構は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、郵政省令で定める。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第三十条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第三十一条 機構は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第三十二条 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に郵政大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を郵政大臣に提出するときは、これに、当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(書類の送付)

第三十三条 機構は、第三十一条又は前条第一項に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を政府以外の出資者に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十四条 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十五条 機構は、資金の借入れ(借換えを含む。)をしようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

(財産の処分等の制限)

第三十六条 機構は、郵政省令で定める重要な財産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十七条 機構は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、郵政大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(郵政省令への委任)

第三十八条 この法律に規定するもののほか、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、郵政省令で定める。

第六章 監督

(監督命令)

第三十九条 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができ、

(報告及び検査)

第四十条 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 補則

(出資者原簿)

第四十一条 機構は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日
- 三 又は出資者の持分の譲受けの年月日

三 出資額

3 政府以外の出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(解散)

第四十二条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

3 第二項に規定するもののほか、機構の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣等との協議)

第四十三条 郵政大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

- 一 第五條第二項、第二十八條第二項、第二十九條第一項、第三十一條、第三十五條又は第三十六條の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第三十二條第一項又は第三十七條の規定による承認をしようとするとき。
- 三 第三十六條又は第三十八條の郵政省令を定めようとするとき。

2 郵政大臣は、次の場合には、関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 一 第二十八條第二項又は第二十九條第一項の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第三十一條の規定による認可(事業計画に係る部分に限る。)をしようとするとき。

第八章 罰則

第四十四条 第四十條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した

場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により、郵政大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- 二 第九條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。
- 三 第二十八條第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 四 第三十九條の規定による郵政大臣の命令に違反したとき。

第四十六条 第八條第二項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に通信・放送衛星機構という文字を用いている者については、第八條第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三条 機構の最初の事業年度は、第三十條の規定にかかわらず、その成立の日が始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第四条 機構の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十一條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

(日本電信電話公社法の一部改正)

第五条 日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第三条の三の見出し中「宇宙開発事業団」を「宇宙開発事業団等」に改め、同条中「宇宙開発

事業団」の下に「及び通信・放送衛星機構」を加える。

(放送法の一部改正)

第六条 放送法の一部を次のように改正する。

第九条の三中「宇宙開発事業団」の下に「通信・放送衛星機構」を加える。

(郵政省設置法の一部改正)

第七条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四十条第二十二号の十六の次に次の一号を加える。

二十二の十七 法令の定めるところに従い、通信・放送衛星機構を監督すること。

第十条の二第一項第十六号の二の次に次の一号を加える。

十六の三 通信・放送衛星機構に関すること。

(地方税法の一部改正)

第八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「及び郵便貯金振興会」を「郵便貯金振興会及び通信・放送衛星機構」に改める。

第五百八十六条第二項第二十七号の二の次に次の一号を加える。

二十七の三 通信・放送衛星機構が通信・放送衛星機構法(昭和五十四年法律第

号)第二十八条第一項第二号に規定する業務の用に供する土地で政令で定めるもの

附則第十一條中第十二項を第十三項とし、第十一項の次に次の一項を加える。

十二 通信・放送衛星機構が通信・放送衛星機構法第二十八条第一項第二号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が昭和五十七年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価

格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

(所得税法の一部改正)

第九条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中中小企業団体中央会の項の次に次のように加える。

通信・放送衛星機構法(昭和五十四年法律第

号) (法人税法の一部改正)

第十条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中中小企業団体中央会の項の次に次のように加える。

通信・放送衛星機構法(昭和五十四年法律第

号) 審査報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案 右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年六月五日 通信委員長 赤桐 操 参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、郵便貯金の預金者の生活上の必要に資するため、定額郵便貯金等を担保とする預金者貸付けの限度額を、現行の五十万円から七十万円に引き上げようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

郵便貯金法の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。 昭和五十四年五月二十五日 衆議院議長 灘尾 弘吉 参議院議長 安井 謙殿

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項中「五十万円」を「七十万円」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に關する法律の一部を改正する法律案 右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年六月五日 通信委員長 赤桐 操 参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由 本法律案は、郵便切手類及び印紙の売りさばき手数料の弾力的に改定することができるようにするため、現在、法律により定められている売りさばき手数料の料率等を、省令により定めることに改めようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に關する法律の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。 昭和五十四年五月二十五日 衆議院議長 灘尾 弘吉 参議院議長 安井 謙殿

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に關する法律の一部を改正する法律案

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に關する法律の一部を改正する法律案

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に關する法律(昭和二十四年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「売さばき人」を「売りさばき人」に、「印紙の売さばき」を「印紙の売りさばき」に、「取扱」を「取扱いに」、「手続」を「とる」に、「売さばき手数料」を「売りさばき手数料」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の売りさばき手数料は、同項の郵便切手類及び印紙の売りさばきに関する業務の取扱量を勘案し、月額をもつて定めるものとする。

第七条第三項を削る。

附則 この法律は、昭和五十五年一月一日から施行する。

1 この法律は、昭和五十五年一月一日から施行する。

2 この法律の施行前に郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に關する法律第五條第二項の規定により売りさばき人が郵政省から買い受けた郵便切手類及び印紙(改正前の同法第七條第三項の規定により買い受けたものとみなされるものを含む)に係る売りさばき手数料の支払については、なお従前の例による。

3 簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「第七條第一項及び第二項並びに」を「第七條及び」に改める。

「赤桐操君登壇 拍手」

吉凶により、しばしば改元されたものであります。

改元には一種の古代的呪術的效果が期待され、中国より伝来したことは申すまでもないことであり、明治の一世一元制ができるまで、即位や災異、祥瑞によつてしばしば改元されるのが常であり、歴史の示すところによれば、二百四十七を数える元号があったと言われます。しかし、一八六八年九月八日の行政官布告によつて一世一元制がとられるに及んで、様相は一変いたしました。元号はすなわち天皇の名となつたのであり、元号を使うことは天皇名を使うことであつて、元号と天皇とは一体化したのであります。それまでの將軍や藩主にかつて、天皇がじきじきに日本全土と全国民の支配者になつたのであります。

しかし、あの無謀な第二次大戦の結果、この一世一元の元号制度は、その根拠である行政官布告、皇室典範、登極令等々の廃止によつて、その存在の根拠を失ひ、今日まで、事実たる慣習という名で用ゐられてきたものであり、いわば根なし草であります。憲法の權威と言われた故宮澤教授は「天皇主権が廃止されて、国民主権になつてからは、元号は天皇と何ら関連がなくなつた。また、憲法上、天皇と関連があつてはならない。とすれば、元号の存続意味は全く消滅したわけで、この際、既存のほかに新しい元号を加えることは、いたづらに国民を混乱させるだけで、百害あつて一利ない」と述べられてゐます。このことから、皇位継承によつて改元するということは国民主権の原理に反することは余りにも明らかであつて、憲法の名において認めることはできないのであります。また、元号の本来である中国においては、公曆として西曆を採用していることも謙虚に学ぶべきであると思ひます。

反対の第二の理由は、この法案の立法技術上の欠陥であります。

政令は、憲法及び法律の施行に関し制定するものであつて、本来法律で決めるべきことを包括的

に委任すべきものでないことは自明の理であり、参考人として出席された憲法学者は、「法規範の面から、法律は元來國民の自由を保護するためのものである。ところが、元号法案には強制の限界が示されておらず、政府が國民に協力を求めるべき場合、國民は裁判的保護も期待できない」と述べ、制度の運用に強い法的な懸念を表明してゐるのであります。また、日本キリスト教団の牧師も、一世一元の元号の法制化は天皇主権の復活をはかる國家神道、神社神道と深いかわり合ひがあり、元号使用を盾にした過去の宗教的弾圧の例を示しながら、信教の自由にかかわる問題だと述べてゐます。このことは、憲法の保障する學問、思想及び表現の自由などの國民の基本的人權に直接間接に重大な影響をもたらすものであつて、この法案の欠陥について強く指摘してゐるのであり、この点からも認めるわけにはまいりません。

反対の第三の理由は、いわゆる世論という名の上面に組み立てられてゐる点であります。総理府の調査でも、元号の存続についてのみの調査であり、法制化の是非についての調査はありません。この法案が提出された以後の世論調査によれば、法制化に賛成はわずかに二〇％前後にすぎないのであります。また、政府は自治体の決議を宣伝してゐますが、全国の市町村数は三千二百五十五であり、そのうち決議してゐるの千二百九十であつて、三九％にすぎないのであります。また、原則に見るとき、きわめて不均衡が多く、北海道のごときはわずかに五％であることを明らかにしておきます。このように見るとき、世論と稱する上に築いた今回の法案は、砂上の樓閣にすぎないのであります。

反対の第四の理由は、國民に対する強制の問題であります。

政府は、質疑を通じ、現行と同じであつて、この法律が成立しても強制するものでないと言つて

いますが、明確ではありません。なぜなら、元号でも西曆でも書類は受け付けると言う。ただし、その事務の統一処理のため協力を願うよう説得をする」と述べてゐますが、この説得そのものが、時によつては強制となり、トラブルとなり、國民の側に不利に働くことは余りにも明らかであります。もし本当に自由と言ふなら、あらゆる書式はすべて元号及び西曆等を併記した書式を作成し、その選択を國民に任せるべきであります。また、窓口で執務する公務員は、職務命令という名で事実上は國民に対する強制の責任を負わされ、それによつて行政処分の対象になるに至つては、自由などというものではありません。事実上の強制であることを指摘しなければなりません。最後に、今回の法制化はきわめて政治的なものであり、その背景には危険な思想がひそんでゐるという点であります。

一九七八年十月三日、日本武道館で開かれた元号法制化実現総決起國民大会であつたに立つた清水幾太郎氏は、「皆さん方の運動は、私も敗戦によつて失つたものを再び私どもの手に取り戻してくださる、そういうとうい運動であつたと思ふのであります。今度の元号法制化の運動は、そのけんかの第一号だと思ふのであります。私どもは、けんかの第二、第三へと向かつて進んでいかねければならないと思ひます。けんかはこれから当分続くと思ひます」と述べ、第二、第三のけんかとは何か、天皇の元首化、靖國神社の國家護持等、そして行き着く先は憲法改正を指すものと推察されるのであります。

また、中曾根康弘氏は、「さつき私たちは「君が代」を歌ひました。その瞬間にみんなが同じように崇高な気分を打たれ、日本歴史が頭の中をぐるぐる」と回り、日本列島の大八洲が目に入り、そして隣所やわれわれの祖先のことまでが頭にひらめいたはずであります。占領下に外国から強制された民主主義というものは、造花のようなもので

あり、切り花のようなものであり、それは決して根づいた、りっぱな民主主義となり切れないのであります。——自民党の總裁候補の一人の時代認識であります。「君が代」を歌う瞬間に、神代に向かつて時間が巻き戻され、神話が今となるのであります。民主主義はしよせんあだ花にすぎないのであります。そこには、第二次世界大戦に対する反省の一面からも見出すことはできません。まさにこの元号法案の持つ性格と背景を如実に示してゐると思ふのであります。憲法改正、民主主義破壊への一里塚であると断ぜざるを得ません。

日本社会党は、これらの発言を通して示される復古主義、かつての軍國主義への道に対して断固闘うことを表明して、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(安井謙吉) 林道君。

〔林道君登壇、拍手〕

○林道君 私は、自由民主党・自由国民會議を代表して、ただいま議題となつております元号法案に対し、賛成討論を行おうとするものであります。(拍手)

申すまでもなく、元号は、大化、大宝の昔から昭和の今日に至るまで、約千三百年もの命脈をもつ超國家的の伝統文化であります。しかも、それはいまなお私たちの日常生活にしっかりと根をおろしてゐる最も身近な國民文化でもあります。もともと元号制度は、中國より学び、取り入れたものであります。私たちの祖先は、これを天皇と國民とを結びつける美しいきずなとして、喜びと悲しみをそれによつて分かち合ひながら、連綿として守り続けてきたのであります。いまや元号を持つてゐる國は世界広しといへども日本ただ一國であります。しかるに、残念ながら、終戦後、占領軍の意向によつて、元号法制化の道は閉ざされ、沖繩においてはその使用さえも禁止され、そのため、今日まで元号制度の法律的根拠はあいま

昭和五十四年六月六日 参議院會議録第十七号

元号法案

いなままとっております。

私たちは現在昭和時代に生きておりますが、この元号という民族の英知、民族の誇りをこの昭和時代限りでなくしてしまつてよいものでありましようか。これこそ日本の歴史に取り返しのつかない断絶を生じさせてしまふことになりましようし、それでは、私たち自身、子孫に對し会わせる顔がありません。

このような自覚から、昨年来、元号法制化を望む国民運動が全国的にはうはいとして沸き上がってきたのであります。全国四十六の都道府県、千五百四十四の市町村が元号法制化推進の決議を行い、政府並びに国会に働きかけるといふ空前の盛り上がりを見せてきたことは御承知のとおりであります。また、総理府において行われた過去四回にわたる世論調査においても、元号存続を支持する声は実に国民の八割を数えているという事実を見て、政府の進むべき道は定まっていると申しても過言ではありません。(発言する者多し)

このような状況のもと、本法案は、元号を制度として明確かつ安定したものとすため、その根拠を法律で定めて確固不動のものとしようとするものであります。民族の伝統文化を守り続けようとする国民の要望に十分こたえた、まことに時宜を得たものと考えるものであります。(拍手)これが賛成の第一の理由であります。

時あたかも、今月、東京に先進国首脳が集まり、サミットが開催されますが、(発言する者多し)この一事にも象徴されているように、日本の国際的地位はますます大きなものとなっております。野党の一部には、この国際性という観点から元号使用に異論を唱える向きもありますが、この考え方は見当違いもはなはだしと申さなければなりません。先人の言葉ではありませんが、真に民族的なものこそが真に国際的なものであります。

賛成の第二の理由は、本法案と憲法との関連についてであります。

本法案においては、元号は皇位の継承があつた場合に限つてこれを改めると規定して、明治以来の一世一元の制を受け継ぐこととしております。この点をとらえて、天皇主権の復活につながり、違憲の疑いがあるとの論を声高に唱える人がおりますが、これは全くためにする議論と言わなければなりません。本法案は、憲法上の天皇の地位、権能に何らの変化を与えるものではないのであります。国民主権は厳然としており、これが憲法の趣旨に反するという論の出でくる余地は全くありません。それどころか、一世一元の元号こそが憲法に規定する天皇の象徴的性格に最もふさわしいものと考えるのであります。金藤元国務大臣のあの有名な注釈、すなわち「あこがれの中心」としての天皇の存在が、この元号によつてますます国民の心に鮮明に描き出されてくることであります。

賛成の第三の理由は、元号の使用に關してであります。

本法案は、元号使用に關して国民に何らの強制を加えず、全くの自由、従来どおりということにしてあります。国民の一部には、法制化は元号使用の強制につながるとして反対している向きもあるやうであります。この点は、本法案の国会審議の中における政府側答弁からわかるように、全くの杞憂でありまして、反対は根拠のないものと言わざるを得ません。

以上、賛成理由を簡潔に申し上げましたが、政府におかれては、本法律の重大性に思いをいたされ、本法律の執行に当たっては、国会の意向を十分反映させ、国民の期待にこたえられるよう要望して、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(安井謙吉) 山中都子君。

(山中都子君登壇、拍手)

○山中都子君 私は、日本共産党を代表して、元号法案に反対する討論を行います。

反対の理由の第一は、元号の法制化が現憲法の

人類普遍の国民主権原理に真つ向から逆行するもので、憲法改悪、天皇元首化の企てと結びつくものであるという点にあります。これは、国会の審議の過程ですますます明らかになってきたところであります。

元号制が君主体制に固有の政治制度であり、とりわけわが国では、明治以降一世一元として、絶対主義的天皇制の専制支配を支える役割りを果たしてきたことは政府自身も否定できなかったところであります。だからこそ、戦後、国民主権の現憲法施行と同時に一世一元の元号制の法的根拠が失われたのです。政府は、この法案は改元の時期を皇位継承に合わせるだけで、天皇と元号とを結びつけようとするものではないなどと繰り返し強弁してきましたが、これがいかに欺瞞に満ちたものであるかは、たとえば、元号が天皇の追号になることや、元号を天皇の身分に關する事項として大統譜に登録することを明確に否定し得なかったことによつても明らかです。

政府は、天皇が象徴であることを理由に、元号法制化が憲法に違反するものではないなどと繰り返し主張してきましたが、こうした言い分がまかり通るならば、天皇が直接関与しないということを通るならば、戦前の主権天皇に結びついた神話教育、不敬罪、国家神道など、戦後否定されたものを復活させかねないものであり、まさに実質的な憲法改悪に至るものと言わなければなりません。現に、政府は、元号法制化を憲法改悪、天皇元首化への一里塚と位置づけ、策動を続けてきた各種右翼団体など法制化推進の中核勢力に公然たる激励を与えてきたではありませんか。

さらに、政府みずから「君が代」の国歌化、教育勅語や軍人勅諭の礼賛、靖国神社問題等々、天皇を政治的に利用してその戦前における役割りの復活を進めており、元号法制化はまさにこの政治思想反動姿勢の重大な一環をなすものとして強行されようとしています。

反対の第二の理由は、法制化によつて元号の使

用が強制されるのではないかという国民の不安と危惧が何一つ解明されていないばかりか、政府の判断一つで、公務員はもとより、一般国民にまで広く使用の強制が及ぶことが明らかになった点にあります。

政府は、これまで、法制化しても一般国民には強制しないとか、現状を変えるものではないなどと繰り返し答弁してきましたが、一般国民に使用強制が及ばない法律上の保障を何ら示すことができませんでした。そればかりではなく、法解釈としては、各省庁が公務員に對し、元号を使えとか、国民に元号を使うように協力を求めよといふ一般的、包括的な服務規定を定めたり、職務命令を出すことができ、これに従わなければ懲戒処分もなし得るという重大な答弁をしています。

こうした公務員への強制も背景として、国民に對して、役所の窓口で「協力」という名で事実上の強制が一層強められるであろうことは明らかです。これは、現憲法の支柱をなす国民の思想、良心、信教、表現の自由を侵すものであり、絶対に容認できないところであります。大多数の国民が元号存続を認めつつも法制化には賛成していないことは、政府みずから認めたとおりです。国民は、元号の慣習的使用を希望しているのではなく、法制化にはたゞさんの人々が反対しているのです。本法案の成立強行は、まさにこうした国民世論への重大な挑戦であると言わなければなりません。

第三は、歴史に逆行する非文化的な元号法制化の本質についてであります。

そもそも紀年法というのは、時を表示する方法としてつくり出され、歴史と文化の発展とともに、政治的、宗教的色彩の強いものから弱いものへ、孤立的で特殊なものから共通性の高い普遍的なものへと推移してきました。今日、西暦が世界共通の紀年法として用いられていることは周知のとおりです。元号だとか在位年、治世年など、君主体制に固有の紀年法をいまだに用いているのは世界でもごくまれであり、国民主権の政体をとっている国でこうした古い紀年法を法律によつて国

五八二

民に押しつけようとしているのはわが国以外にはありません。天皇の在位に合わせ年号を改める元号制度をいま再び法律で恒久的に固定化する元号法制定は、まさに世界の趨勢に逆らうものであり、諸外国の世論が、元号法制定を、天皇を頂点としたかつての日本軍国主義復活の新たなあらわれとして警戒の目を向けているのは当然のことです。時代は通算や年代の比較をする際、縦横の二重の換算が必要な元号が、年表示の方法としてきわめて不便で非合理的であり、国際交流の面でも大きな障害を生み出していることは、すでに広く指摘されているところです。これを法制化して将来にわたって固定的に拘束することは、まさに時代錯誤の非文化的愚行と言わなければなりません。

政府は、元号が伝統文化だと言って、これを法制化する一つの理由にしていますが、法律によらず、慣習的に存続している文化は数多くあります。価値あるものは歴史の中で生き続け、後世に伝えられるものであります。文化は、およそ国家権力の介入する法制度になじまないものであり、法制化しなければ存続し得ないものは、将来にわたって受け継ぐべき文化の名に値しないとさえ言えるのであります。

わが党は、元号の慣習的使用に反対するものではなく、昭和後も元号を存続させるといふのであれば、現在の慣習的使用の延長として、憲法の枠内で適切な措置を講ずればよいということをおかねから主張しているものであります。国民がいかなる紀年法を用いるかは、歴史と国民自身の選択にゆだねるべきものであり、われわれの時代に法制化を強行することは、将来の主権者に対する重大な越権行為と言わなければなりません。

第四は、大多数の国民世論に逆らって、しやにむに元号の法制化を進めてきた政府・自民党と、これに全面的協力、加担してきた賛成勢力の反国民的、反民主的な態度についてであります。法案審議を通じて、政府は、元号と憲法及び天

皇との関係、元号法制化と政治反動とのかかわり、元号の使用強制問題など、本法案の核心に触れる問題に関して正面からの論戦を回避する態度に終始しました。このことは、本法案が持つ危険なわらわを逆手に取るものとなりました。また、自民党とこれに同調する諸勢力も、広範な国民の徹底かつ慎重な審議をという切実な願いを踏みにじり、本法案に対して現実に国民から提起された疑問や不安を誠意をもって説明することなく、多数に物を言わせて成立を図ってきました。そもそも、国政は国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由来するものです。国民の合意を全く欠いた本法案の成立強行は、まさに国会の権威をみずからおとしめ、国民から負託された責務を放棄するものと言わなければなりません。(発言する者多し)元号が法制化されたとしても、大多数の国民の良識は、元号使用を一般国民に強制することはもとより、元号法を憲法改悪、天皇元首化への企てと結びつけて運用するなどという反動的な策動を断じて許さないのであります。いまや完全に国民の合意が形成されている航空機墜落究明には背を向け、国民の合意を全く欠いた元号法案を強行することは、(発言する者多し)どこから見ても大義のないものであります。国論を大きく分け……

○議長(安井謙君) 山中君、時間が超過しております。簡単に結論を願います。

○山中都子君(統) 国会審議を通じてますます批判や疑問が高まっている現在、あえてこれを成立させることは日本の将来に大きな禍根を残すものであることを強く指摘し、重ねて本法案に断固反対することを表明して、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(安井謙君) 黒柳明君。

〔黒柳明君登壇、拍手〕

○黒柳明君 私、公明党を代表しまして、元号法案に賛成の討論を行います。(拍手)

本論に入ります前、いままでの発言の中に若干国民の皆さん方に誤解を与えるような発言がありまして、私、長い間オプザーバーとして、委員長の公平な運営のもとに行われたこの元号法案審議の中におきまして私自身が経験した正直な状態というものを皆さん方にぜひ知っていただきたい。当然、多数をもっての採決でもなければ、また強行による採決でもない、(拍手)あくまでも委員長の公平な裁量のもと、反対も賛成も真摯な態度で理事会に臨み、そして審議をして、結論としては採決されたものであるということを、私は、賛否を別にしまして、まず国民の皆さん方に訴えたい次第であります。(拍手)

次に、賛成の理由を申し上げます。

第一に、元号に対する国民の認識は、最近の世論調査の結果等から見ても明らかのように、その使用が国民の日常生活の上に確実に定着しているという点であります。現在、国民の大多数は、生活の知恵として西暦と元号を何の抵抗もなく、うまく併用しております。昭和という年号をなぜ国民の大多数の方が、たとえば元旦の年賀状に書いているのか、また、世論調査で大多数が存続を希望しているのかという点を考えてみなければなりません。そこには、日本民族の伝統的な心情というものを考えるを得ないのであります。大多数の国民の皆さん方がやはり「昭和」と記す奥底には、民族の紀年としての元号があることが日本人にとっては一つの共感となり、時代の移り変わりをながめる民族独自の時代観があると思うのであります。

第二に、現在存続している元号は、事実たる慣習としての元号であつて、法的根拠のない元号であるということでもあります。したがって、元号を制度として明確にし、安定したものとするために、その根拠を法律で規定することは当然であると思ひます。

第三に、本法案から見ると元号は天皇制の復活につながるものではないということでもあります。

旧憲法下における元号の制定権者は天皇でありましたが、今回の元号法案自体は、国会で決め、それに基づき、元号の選定を内閣にゆだねるというものであり、制定権者は国会であり、即国民であると言えるわけであります。現憲法には、天皇の地位を「日本国民統合の象徴」と明記しており、憲法の定着に伴い象徴天皇制が国民に広く理解されていることは間違いない、元号の制度化がかつての旧憲法下の天皇制への回帰につながることはないことは明白であります。

第四に、本法案により元号が法制化されても、元号使用の強制につながることはなく、いままでもおり、国民は自由に西暦と元号を併用することができるとあります。憲法で保障されている基本的人権、表現の自由からも、当然であると言わねばなりません。ただし、官公庁における文書上の取り扱いについては、事務処理上元号に統一することややむを得ないと思ひます。しかし、このことが直ちに国民の基本的人権の自由を侵すことにはならないことは当然であります。

最後に、わが党は、この元号法案が国民主権と象徴天皇制を根幹に民主的基盤に立脚しているという認識のもとに、元号名の決定に当たっては、元号名に関する選定委員会方式等のごとき民主的な制度を設け、さらに、新しい元号の実施時期に際しては、国民の社会生活における無用の混乱と不便を招来しないように、より合理的な除年改元の方法を採用されるよう政府に対して勧告して、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(安井謙君) 三治重信君。

〔三治重信君登壇、拍手〕

○三治重信君 私は、民社党を代表して、ただいま議題になっております元号法案に関し、賛成の討論を行うものであります。(拍手)

今日、元号は、時代を象徴する意味として国民に広く親しまれ、生活慣行としても定着した文化的な所産となっております。昭和五十二年、総理

府の行った世論調査によれば、日常生活において主に元号を使用している人は八九%と、圧倒的多数を占めております。さらに、元号の存続に反対する者はわずか六%に對し、積極的賛成が五九%、消極的賛成が二〇%と、元号制度の存続を望む者は七九%にも達しております。しかも、四十六都道府県議會、千数百の市町村議會においても元号

法制化促進の決議がなされていることからしても、元号の存続を望む国民的合意は紛れもない事実であります。この事態に反して、イデオロギー上旧憲法制度の復活につながるのと反対論は、国民大多數の意思に反するものであります。民意反映の政治としては絶対にとるべきではありません。

また、一部においては、西暦使用が世界の大勢であるとの見地から、国際化時代に対処するよう西暦一元化を主張する意見もありますが、西暦とわが国では一般に呼称されていますが、それは本来キリスト暦でありまして、ユダヤ暦、回教暦、仏暦など、それぞれ民族固有の暦年を併用し、その文化を維持継承している国が今日二十数カ国に及んでいるという事実を目を向けなければ、一方的な意見であります。また、西暦一元化論は、逆にキリスト暦を国民に強制するものとなります。国際化時代になればなるほど、民族固有の文化を高らかに誇りつつ、国際社会での調和を図ることがきわめて重要なのであります。国際化社会は、決して国籍の喪失を意味するものではなく、民族固有の伝統文化を国際社会の場に持ち寄り、互い

に理解を深め合うことが大切であります。こうした意味からも、元号制度を維持継承するのは、日本文化を大切にすることと云うべきであります。

第二に、元号を民主主義の原則に照らして存続させる方法をいかにすべきかという問題であります。

かつての一世一元の制度には、行政官布告、旧皇室典範、登極令など、法律上の根拠がありましたが、しかし、昭和二十二年、明治憲法にかわって日本国憲法が施行されると同時に、旧皇室典範、登極令は廃止され、新しい皇室典範には元号に関する規定が定められておりません。また、行政官布告についても、その法的有効性に疑義が生じているなど、元号の法的根拠は実際上失われ、事実たる慣習として使用されているのが現状であります。仮にこの慣習に従うならば、将来、天皇の代がかわった場合、新元号がおのずからつくられるという考え方もあり、法制化による元号存続に消極的な一部世論の支持するところではありますが、果たして法治国家として慣習による存続が妥当であるか、大きな疑問が生ずるのであります。特に指摘すべきは、だれがいかなる手続を経て新元号を決定するかという問題であります。また、事実たる慣習にはそこまで含まれていないと考えられるからであります。この意味から、元号を存続させる根拠を早急に確定する必要があります。そこで、元号存続の方法には、内閣告示と法制

化による二通りが考えられますが、内閣告示では、時の政権が告示するかしないかの自由を持っているのでありますから、民族的伝統文化の所産である元号の維持継承という点から見ても、制度的にきわめて不安定であるばかりか、この種の問題は、国権の最高機関たる国会において民主的に十分な議論を尽くして立法化を図ることが妥当であると考えるのであります。

第三に、法案の内容についてであります。

本法案によれば、元号は政令で定められ、改元は皇位の継承があつた場合に限るとされており、国民の一部には、法案が一世一元制の立場をとっているから、象徴天皇制を定めた現行憲法の精神に抵触するという危惧が持たれております。また、元号法制化を推進する人々の中には、一部に天皇制復活を唱える向きもありません。しかし、現行憲法下の象徴天皇の地位と権能は、明治憲法下における統治権の総攬者とは全く異なっているものであります。現行憲法を正しく解釈するならば、主権在民が大原則であることは明々白々でありまして、そうした古い天皇制の復活を夢見たり、はたまた天皇制復活につながるとして元号反対論を展開するに至っては、憲法を知らないか、あるいは憲法を厳正に守る意識を欠如している者の議論にしかすぎないのであります。(拍手)およそ現行憲法の精神を正しく体得し、憲法の定める民主主義体制を堅持せんとする大多數の国民は、必ずや憲法と調和した元号制度を守り

はぐくむであります。

また、われわれ政治の場にある者は、こうした大多數の国民の明確なる意思を信頼すると同時に、それをますます高揚させるよう働きかけ、努力する責務があることを自覚すべきであります。政府もまた、法の運用と、それに伴う世論の動向に對しては適切に對処し、いささかも古い天皇制復活の懸念を抱かせないよう万全の努力を尽くすべきであります。

以上、元号法案に對する賛成の趣旨を述べるとともに、伝統文化と民主主義憲法を調和発展させんとするわが党の意思を明らかにしつつ、私の賛成の討論を終える次第であります。(拍手)

○議長(安井謙君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。(拍手)

本日は、これにて散会いたします。

午前十一時六分散会

出席者は左のとおり。

議員
議長 安井 謙君
議員 太田 淳夫君 相沢 武彦君

和泉 照雄君	矢原 秀男君	北 修二君	熊谷 弘君	上條 勝久君	堀内 俊夫君	坂野 重信君	片山 甚市君
渡部 通子君	藤原 房雄君	下条進一郎君	鈴木 正一君	森下 泰君	望月 邦夫君	目黒今朝次郎君	浜本 万三君
桑名 義治君	内田 善利君	高橋 圭三君	衛藤征士郎君	福岡日出磨君	鳩山威一郎君	石本 茂君	久次米健太郎君
井上 計君	堀出 啓典君	岩崎 純三君	伊江 朝雄君	細川 護熙君	斎藤 十朗君	菅野 儀作君	山内 一郎君
峯山 昭範君	三木 忠雄君	浅野 祐君	長谷川 信君	安孫子藤吉君	青井 政美君	安永 英雄君	竹田 四郎君
柄谷 道一君	亀長 友義君	後藤 正夫君	糸山英太郎君	井上 吉夫君	石破 二郎君	大塚 喬君	玉置 和郎君
原田 立君	馬場 富君	遠藤 要君	松垣徳太郎君	大島 友治君	大鷹 淑子君	金井 元彦君	河野 謙三君
上林繁次郎君	阿部 憲一君	吉田 実君	寺下 岩藏君	植木 光教君	安田 隆明君	瀬谷 英行君	山崎 昇君
和田 春生君	三治 重信君	平井 卓志君	林 道君	稻嶺 一郎君	初村滝一郎君	片岡 勝治君	小野 明君
金丸 三郎君	遠藤 政夫君	世耕 政隆君	小林 国司君	上田 稔君	山崎 竜男君	坂倉 藤吾君	佐藤 三吾君
中野 明君	矢追 秀彦君	中山 太郎君	片山 正英君	増田 盛君	鈴木 省吾君	下田 京子君	佐藤 昭夫君
田代富士男君	黒柳 明君	梶木 又三君	藤井 丙午君	徳永 正利君	鍋島 直紹君	大森 昭君	松前 達郎君
栗林 卓司君	木島 則夫君	嶋崎 均君	土屋 義彦君	岩動 道行君	町村 金五君	穂山 篤君	山中 郁子君
中村 禎二君	原 文兵衛君	長田 裕二君	木村 睦男君	西村 尚治君	藤田 正明君	安武 洋子君	内藤 功君
鈴木 一弘君	宮崎 正義君	八木 一郎君	塚田十一郎君	楠 正俊君	最上 進君	安恒 良一君	吉田 正雄君
渋谷 邦彦君	柏原 ヤス君	熊谷太三郎君	源田 実君	佐々木 満君	柿沢 弘治君	安恒 良一君	丸谷 金保君
藤井 恒男君	中村 利次君	郡 祐一君	二木 謙吾君	円山 雅也君	増岡 康治君	大木 正吾君	小巻 敏雄君
古賀雷四郎君	志村 愛子君	加藤 武徳君	小澤 太郎君	堀江 正夫君	降矢 敬雄君	香脱タケ子君	福間 知之君
二宮 文造君	白木義一郎君	園田 清充君	丸茂 重貞君	有田 一寿君	森田 重郎君	志吉 裕君	青木 新次君
小平 芳平君	多田 省吾君	山東 昭子君	坂元 親男君	野末 陳平君	林 寛子君	森下 昭司君	対馬 孝且君
中尾 辰義君	田淵 哲也君	亀井 久興君	中村 太郎君	藤井 裕久君	降矢 敬義君	神谷信之助君	赤桐 操君
向井 長年君	新谷寅三郎君	宮田 輝君	三浦 八水君	高杉 勉忠君	村沢 牧君	小山 一平君	寺田 熊雄君
上原 正吉君	大石 武一君	前田 勲男君	岩上 二郎君	勝又 武一君	秦野 章君	宮之原貞光君	上田 哲君
下村 泰君	山田 勇君	山本 富雄君	田代由紀男君	夏目 忠雄君	永野 嚴雄君	和田 静夫君	立木 洋君
江田 五月君	前島英三郎君	真鍋 賢二君	高平 公友君	高橋 誉富君	広田 幸一君	橋本 敦君	小谷 守君
市川 房枝君	青島 幸男君	竹内 潔君	中村 啓一君	矢田部 理君	久保 亘君	川村 清一君	田中寿美子君
喜屋武眞榮君	秦 豊君	成相 善十君	野呂田芳成君	家納 勝君	佐藤 信二君	野口 忠夫君	栗原 俊夫君
田 英夫君	中西 一郎君	福島 茂夫君	戸塚 進也君	岡田 広君	斎藤栄三郎君	諸ヶ久保重光君	市川 正一君

渡辺 武君 村田 秀三君 戸叶 武君 阿具根 登君 河田 賢治君 上田耕一郎君 國務大臣	秋山 長造君 吉田忠三郎君 小柳 勇君 藤田 進君 宮本 顯治君	外務委員 神谷信之助君 立木 洋君 補欠	書 昭和五十三年一般会計国庫債務負担行為総調書(その1) 同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
外務大臣 通商産業大臣 郵政大臣 國務大臣 (総務府総務長) 國務大臣 (科学技術庁長)	園田 直君 江崎 真澄君 白濱 仁吉君 三原 朝雄君 金子 岩三君	通信委員 成相 善十君 鈴木 正一君 前田 勲男君 補欠 塩見 俊二君 吉田 実君 前田 勲男君	同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員久保巨君外一名提出公務上災害の補償給付に関する質問に対する答弁書 同日内閣から、参議院議員安恒良一君提出カネミ油症事件の処理に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、六月十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。 同日本院は、次の件を議決した旨内閣に通知した。
議長報告事項 去る一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 地方行政委員	補欠 野田 哲君 補欠 鈴木 正一君 佐藤 三吾君 野田 哲君 立木 洋君 神谷信之助君	辞任 森田 重郎君 野末 陳平君 補欠 昭和五十二年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2) 昭和五十二年特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2) 昭和五十二年特別会計予算総則第十一条に基	同日本院は、国土審議会委員に左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

参議院議員 金丸 三郎君

同 園田 清充君

同 山内 一郎君

同 小柳 勇君

同 矢原 秀男君

同 立木 洋君

同日議長は、国土審議会特別委員に左記のとおり
本院議員を推薦する旨内閣に通知した。

記

(首都圏整備特別委員会)

高橋 蒼富君

上田 哲君

寺下 岩蔵君

山崎 竜男君

目黒今朝次郎君

中村 慎二君

細川 護熙君

安永 英雄君

青井 政美君

野田 哲君

中野 明君

高平 公友君

安田 隆明君

粕谷 照美君

佐藤 信二君

成相 善十君

藤田 進君

中村 慎二君

(東北地方開発特別委員会)

(九州地方開発特別委員会)

(四国地方開発特別委員会)

(北陸地方開発特別委員会)

(中国地方開発特別委員会)

(離島振興対策特別委員会)

(豪雪地帯対策特別委員会)

竹内 潔君

宮之原貞光君

内田 善利君

高橋 圭三君

長谷川 信君

吉田 正雄君

去る二日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり
異動があつたのでその政府委員としての資格を失
つた旨の通知書を受領した。

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日

官職名 官職名

科学技術

庁長官官

房会計課

剣持 浩裕君

農林水産

大臣官房 昭吉・六・

一昨四日議長において、次のとおり常任委員の辞
任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

宮本 顯治君

下田 京子君

補欠

大蔵委員

辞任

真鍋 賢二君

河本嘉久蔵君

補欠

農林水産委員

辞任

下田 京子君

宮本 顯治君

補欠

商工委員

辞任

河本嘉久蔵君

真鍋 賢二君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

物価等対策特別委員

辞任

大森 昭君

森下 昭司君

科学技術振興対策特別委員

辞任

熊谷 弘君

山崎 竜男君

森下 昭司君

同日委員長から次の報告書が提出された。

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正す
る法律案可決報告書昨五日議長において、次のとおり常任委員の辞任
を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

内藤善三郎君

降矢 敬雄君

下田 京子君

宮本 顯治君

外務委員

辞任

町村 金五君

上條 勝久君

大蔵委員

辞任

戸塚 進也君

河本嘉久蔵君

渡辺 武君

小笠原貞子君

竹内 潔君

河本嘉久蔵君

渡辺 武君

社会労働委員

辞任

竹内 潔君

小笠原貞子君

農林水産委員

辞任

降矢 敬雄君

宮本 顯治君

運輸委員

辞任

高平 公友君

建設委員

辞任

上條 勝久君

町村 金五君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

科学技術振興対策特別委員

辞任

増岡 康治君

熊谷 弘君

岡田 広君

山崎 竜男君

同日委員会において選任した理事は次のとおりで
ある。

地方行政委員会

理事 神谷信之助君(神谷信之助君の補欠)

通信委員会

理事 成相 善十君(成相善十君の補欠)

同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議
長は即日これを農林水産委員会に付託した。

昭和五十四年六月六日 参議院會議録第十七号 議長の報告事項 質問主意書及び答弁書

農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

外務省設置法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案

運輸委員会に付託

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

外務委員会に付託

医薬品副作用被害救済基金法案

薬事法の一部を改正する法律案

社会労働委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案

農林水産委員長提出

同日委員長から次の報告書が提出された。

エネルギーの使用の合理化に関する法律案(第

八十四回国会開法第七八号)可決報告書
通信・放送衛星機構法案可決報告書

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の締結について承認を求めるの件(第八十四回国会開法第一六号)議決報告書

市民的及び政治的権利に関する国際規約の締結について承認を求めるの件(第八十四回国会開法第一七号)議決報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案可決報告書

郵便切手類販売さばき所及び印紙販売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

産地中小企業対策臨時措置法案可決報告書

元号法案可決報告書

公務上災害の補償給付に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十四年五月十日

久保 亘 野田 哲

参議院議長 安井 謙殿

公務上災害の補償給付に関する質問主意書

鹿兒島県阿久根市役所職員が一九七四年九月五日、交通事故により身体に損害を蒙り、同年十一月一日、認定番号「四九一—二〇六号」をもつて「公務災害」であると地方公務員災害補償基金鹿兒島県支部長(以下処分庁という)から認定され、引き続き療養中に、阿久根市長が被災職員名で作成し

た(被災職員の承諾のない)「公務災害追加傷病名認定申請書」なる書面が提出された。

処分庁はこの申請に基づき一九七七年五月二十四日、認定番号「追五一—一号」をもつて「公務外災害」であるとの認定処分を行った。阿久根市長は処分通知到達の翌日、すなわち一九七七年五月二十六日、「被災職員の素因による疾病(私傷病)」として、地方公務員法第二十八条第二項第一号により分限休職処分を発令している。

本件事案には、一地方自治体の任命権者の意思によつて、憲法第二十五条及び第二十七条で保障されている「生存権」及び「労働基本権」が侵害され、労働基準法第七十五条及び地方公務員法第四十五条に規定されている「労働災害に対する使用者の補償責任」に違反し、被災職員の災害補償を受ける権利が使用者の恣意によつて一方的に侵害され、公務災害補償制度の基本に関する問題を含んでいると考えられるので、次の事項について質問する。

一被災職員とその所属する全日本自治団体労働組合鹿兒島県本部は、地方公務員災害補償基金鹿兒島県支部審査会に対して、地方公務員災害補償法第五十一条第二項の規定により、一九七七年六月四日「審査請求」を行っている。また行政不服審査法第三十四条第三項の規定に基づき「行政処分の効力の執行停止の申し立て」を行っている」と聞いているが、その経過と現状の概略について明らかにされたい。

二労働災害補償制度の基本法である労働者災害補償保険法を所管する労働省に、次の点について見解を求める。

(1)業務上の負傷に起因する疾病の療養補償給付の実施に当つて、「業務上災害」の発生以来、引き続き療養中であり傷病の治癒認定もされていない被災労働者について、負傷もしくは第一次的に発生した「原因疾患」から引き続き発生した「続発症」、またはこれらの疾病もしくは当該負傷が原因となつて起つた「合併症」であることが医学上の経験則から明らかである場合に、新たに診断された傷病名毎に、その各時点で改めて「業務上・外」の認定を処分庁に求める手続きを必要とするものであるか否かについて。

(2)災害補償の実施機関は、労働災害に対する補償義務を消滅させるため、傷病の治癒認定を行うに当つて治癒期日を明確に定めることなく、被災労働者に通知も行わずに、無限定に過去に遡及適用して労働補償の義務を免れるものであるか否かについて。

三地方公務員災害補償法及び地方公務員災害補償基金を所管する自治省は、次の点について明らかにされたい。

(1)交通事故によるいわゆる第三者加害行為に起因した本件、公務上災害の被災職員に実施した災害補償給付の実態と、公務災害に対する補償の責務は消滅したものであるのか否か

二労働災害補償制度の基本法である労働者災害補償保険法を所管する労働省に、次の点について見解を求める。

(1)業務上の負傷に起因する疾病の療養補償給付の実施に当つて、「業務上災害」の発生以来、引き続き療養中であり傷病の治癒認定もされていない被災労働者について、負傷もしくは第一次的に発生した「原因疾患」から引き続き発生した「続発症」、またはこれらの疾病もしくは当該負傷が原因となつて起つた「合併症」であることが医学上の経験則から明らかである場合に、新たに診断された傷病名毎に、その各時点で改めて「業務上・外」の認定を処分庁に求める手続きを必要とするものであるか否かについて。

(2)災害補償の実施機関は、労働災害に対する補償義務を消滅させるため、傷病の治癒認定を行うに当つて治癒期日を明確に定めることなく、被災労働者に通知も行わずに、無限定に過去に遡及適用して労働補償の義務を免れるものであるか否かについて。

三地方公務員災害補償法及び地方公務員災害補償基金を所管する自治省は、次の点について明らかにされたい。

(1)交通事故によるいわゆる第三者加害行為に起因した本件、公務上災害の被災職員に実施した災害補償給付の実態と、公務災害に対する補償の責務は消滅したものであるのか否か

二労働災害補償制度の基本法である労働者災害補償保険法を所管する労働省に、次の点について見解を求める。

(1)業務上の負傷に起因する疾病の療養補償給付の実施に当つて、「業務上災害」の発生以来、引き続き療養中であり傷病の治癒認定もされていない被災労働者について、負傷もしくは第一次的に発生した「原因疾患」から引き続き発生した「続発症」、またはこれらの疾病もしくは当該負傷が原因となつて起つた「合併症」であることが医学上の経験則から明らかである場合に、新たに診断された傷病名毎に、その各時点で改めて「業務上・外」の認定を処分庁に求める手続きを必要とするものであるか否かについて。

(2)災害補償の実施機関は、労働災害に対する補償義務を消滅させるため、傷病の治癒認定を行うに当つて治癒期日を明確に定めることなく、被災労働者に通知も行わずに、無限定に過去に遡及適用して労働補償の義務を免れるものであるか否かについて。

三地方公務員災害補償法及び地方公務員災害補償基金を所管する自治省は、次の点について明らかにされたい。

(1)交通事故によるいわゆる第三者加害行為に起因した本件、公務上災害の被災職員に実施した災害補償給付の実態と、公務災害に対する補償の責務は消滅したものであるのか否か

二労働災害補償制度の基本法である労働者災害補償保険法を所管する労働省に、次の点について見解を求める。

(1)業務上の負傷に起因する疾病の療養補償給付の実施に当つて、「業務上災害」の発生以来、引き続き療養中であり傷病の治癒認定もされていない被災労働者について、負傷もしくは第一次的に発生した「原因疾患」から引き続き発生した「続発症」、またはこれらの疾病もしくは当該負傷が原因となつて起つた「合併症」であることが医学上の経験則から明らかである場合に、新たに診断された傷病名毎に、その各時点で改めて「業務上・外」の認定を処分庁に求める手続きを必要とするものであるか否かについて。

(2)災害補償の実施機関は、労働災害に対する補償義務を消滅させるため、傷病の治癒認定を行うに当つて治癒期日を明確に定めることなく、被災労働者に通知も行わずに、無限定に過去に遡及適用して労働補償の義務を免れるものであるか否かについて。

について。

(2) 本件公務員災害事案における、地方公務員災害補償法第五十九条の規定に基づく求償、免責の事務処理の実態について。

(3) 本件公務員災害の発生した一九七四年九月五日から療養した阿久根市の内山病院における療養の費用十八万四千百円、その他の療養給付がいまだに支払われていないと聞いているが、その事情と理由及び今後の処理等について。

四 一九七七年五月二十六日、被災職員は任命権者である阿久根市長から、地方公務員法第二十八条第二項第一号に基づく分限処分を受けている。このことは、一九七七年五月二十四日の「公務員災害」との認定処分との関連性は明らかである。そこで、地方公務員法第四十五条に規定されている任命権者の公務員災害補償の責務と、処分庁が任命権者に代行して実施すべき災害補償の責務と、前記人事権の行使としてなされた分限処分との関連について、法律上の見解を明らかにされたい。

昭和五十四年六月一日

内閣総理大臣 大平 正芳

参議院議長 安井 謙殿

参議院議員久保君外一名提出公務員災害の補償給付に関する質問に対し、別紙答弁書を送付

する。

参議院議員久保君外一名提出公務員災害の補償給付に関する質問に対する答弁書

一について

地方公務員災害補償基金鹿児島県支部長が昭和五十二年五月二十四日認定番号「追五一一」をもつて行つた災害の公務外の認定について、認定請求者から、地方公務員災害補償基金鹿児島県支部審査会(以下「支部審査会」という。)に対し、昭和五十二年六月十五日に審査請求が行われ、更に昭和五十四年二月二十六日に執行停止の申立てが行われており、支部審査会は昭和五十四年三月から昭和五十四年にかけて合せて五回会議に付しその審理を進めてきているが、現在はまだ結論が出ていないと聞いている。

二について

労働者災害補償保険においては、ある疾病が業務上の傷病に係るいわゆる「就労症」あるいは「合併症」であるかどうかについては、指定病院等からその疾病に係る「診療費請求」等があつた場合に、改めて労働基準監督署長が認定することとしている。

また、労働者災害補償保険においては、業務上の傷病が治癒した者に対しては、労働基準監督署長がその治癒の年月日を明示して通知し、治癒後については保険給付を行わないこととしている。

三について

本件に係る補償等について、地方公務員災害補償基金(以下「基金」という。)から事情を聴取した結果は次のとおりであり、公務上の災害に係るものについて医療機関に対し未払となつていないものはないと聞いている。

(1) 公務上の災害に対し、これまでに十七万六千五百八十円の療養補償が行われている。

(2) 基金が行つた療養補償については、全額第三者(保険会社)に対し求償し、弁済を受けており、また、既に第三者(保険会社及び加害者の使用者)が行つた損害賠償に係る部分については、基金は免責されている。

(3) 阿久根市の内山病院における療養の費用については、第三者(保険会社)から損害賠償として既に支払が行われている。

四について

基金は、地方公務員法及び地方公務員災害補償法に基づき地方公共団体に代わつて公務上の災害等に対する補償を行うこととされており、そのため災害について公務上・外の認定を行っているが、地方公務員法第二十八条第二項第一号は、心身の故障のため長期の休養を要する場合に職員を休職にすることができるとしているものであり、基金の行う公務上・外の認定とは法律上の関連はない。

第十四号中正誤

ベシ 段行 誤

三六 遂行

追行

正

昭和五十四年六月六日 参議院會議録第十七号

五九〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四一一(大代) 千107